

How does the member of a city council think to Environmental Issues?

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/4435 |

環境政策に対する地方議員の意識

——北陸三県市議会議員調査の結果から（二・完）

河村和徳・青木一益

I はじめに

- 一 調査の意義
- 二 調査対象と手法

II 地方議員の代表意識・環境意識

- 一 争点としての環境政策
- 二 地域振興と環境政策—プライオリティの違いを規定するもの
- 三 プライオリティと関心のギャップー分析結果の含意

(以上、前号)

III 環境政策を促進・抑制する要因

- 一 政策アウトプットに影響を与える諸要因
- 二 集計結果からみえてくる傾向
 - (1) 抑制要因に対する考察
 - (2) 促進要因に対する考察
 - (3) 回答間の相関関係
- 三 認知の差違を規定する要因

IV 環境政策を実施すべき政府レベルに関する考察

- 一 環境政策の導入可能性
- 二 実施主体をめぐる意識構造
- 三 分析からみえてくるもの

V 結論と課題

資料 集計結果 (以上、本号)

III 環境政策を促進・抑制する要因

一 政策アウトプットに影響を与える諸要因

今日の地方自治体は、

- ①対応を求められる政策分野が広汎で複雑である、
- ②政策形成過程が圧力要因に曝されている、
- ③政策形成過程の民主性の保障が十分ではない、
- ④意思決定に用いられる知見・知識・情報に制約がある（政策科学の水準が低い）、

という課題に直面しているとされ⁽⁶³⁾、本稿が分析対象とする自治体環境政策をめぐる争点や問題点も、地方自治体が抱えるこれらの課題と密接な関係にあるということができる。

まず、そもそも環境政策は、既に自治体レベルにおいて果敢に取り組まれてきており、一般市民からの行政需要も常に高い分野である。典型的とも言えるいわゆる産業型公害から、近年注目される地球環境問題に至るまで、今日の環境政策が包摂するイシューは実に広範囲にわたり、その全体像を把握するためには、科学的知見に裏打ちされた専門的知識のみならず、社会経済に関する幅広い知識が求められる⁽⁶⁴⁾。

また、政策が地域経済に与える影響をめぐり、「環境」か「開発」かといった困難な利害調整を必要とする場面もあり、決定を行う上で考慮すべき論点も複雑多岐にわたることから、環境政策は様々な政治的アクターから多様な関心を集め。その際、地元商工会などの意向もあり、公共事業による建設工事を実施したい開発派議員と、自然環境保全を最重要視する市民団体や環境NPO・NGOとの間で、政策過程における主導権争いが起きることもしばしばである⁽⁶⁵⁾。

このように、利害関係者からの様々な圧力に曝される政策過程の民主性をめぐっては、地域の代表である議員によって構成される地方議会か、より直接民主主義的な要素が強いとされる住民投票のような手法か、いずれによる政策決定がより望ましいのかが論点となっている⁽⁶⁶⁾。

加えて、決定に至る過程において、誰がどのように参加することが、求められる科学的知見や知識・情報などを政策により良く反映できるのかといっ

た問題提起もなされている⁽⁶⁷⁾。そこでは、通常の自治体における政策過程においては、中央政府にみられる縦割り行政などの影響により、既得権益を擁護するための意思決定が制度化されており、環境政策に関する分析成果やデータに基づいたより合理的な判断が阻害されている点が指摘されている⁽⁶⁸⁾。

本稿は、上記のような様々な課題を抱える自治体環境政策に対して、政策過程論に基づくアプローチを用いて分析を行うものである。まず、自治体の政策に関しては、中央地方関係に基づく権限配分、地方自治体を取り巻く社会的・経済的環境、政策形成過程に参加する政治的アクターの行動などによって、そのアウトプットが変化すると仮定することができる。こうした、自治体の政策アウトプットを規定する要因に関しては、各種の政策形成過程を題材にした先行研究により既に多くの知見が得られている。本稿では、そうした知見に依拠しつつ、自治体環境政策を分析する際の観点を抽出した。

たとえば、中央地方関係は決定権限を自治体に配分するルールのあり方を規定し、社会的・経済的環境は自治体の行政需要やそれを賄うための税収を規定することなどは、政策形成過程を議論する際の前提となっている⁽⁶⁹⁾。また、住民によって選出される首長や地方議員の意識が、政策導入の積極性・消極性にどのように結びついているのかという疑問は、政策過程論における重要な研究関心となっている⁽⁷⁰⁾。そこでは、中央政府により画一的に与えられる決定のためのルールにより、自治体の政策アウトプットが大枠では似通いながらも、政策形成に関与する自治体内部の政治的アクターの意識・行動が異なることにより、個々の政策の内容には微妙な相違が生じることが明らかにされている⁽⁷¹⁾。

同時に、自治体内部の政治的アクターの意識・行動は、個人的な政治的信条、他の内部の政治的アクターとの影響力関係、外部の政治的アクターとの協力関係などによって規定されており⁽⁷²⁾、こうした構造の存在は、たとえ政策導入の社会・経済環境が整っていたとしても、それを内部の政治的アク

ターが「必要である」と認知しなければ、実際の導入には至らない可能性があることを意味している。そして、このことはまた、内部の政治的アクターが「必要である」と認知していても、一定の外部環境が整わなければ懸案の政策が導入されない可能性があることを示唆しているのである⁽⁷³⁾。

ここで改めて確認するまでもなく、本稿の調査対象である地方議員は、自治体の政策決定過程に対して文字通り直接アクセスすることが可能な内部的なアクターであり、環境政策導入の可否に対して大きな影響力を行使しうる存在である。ただし、上記でみた先行研究の成果に鑑みれば、内部アクターである地方議員の環境政策に対する意識が均一であるはずがなく、政策決定に関する権限配分のルールやアクター間の影響力関係に向けられた彼らの認知のあり方も、それぞれ異なるものであることが容易に想像されるのである。

また、このような地方議員の環境政策をめぐる意識・認知は、1990年代以降の地方分権改革により中央地方関係が大きく流動化しつつある今日、以前にも増して多様なものとなりその格差を拡大させている可能性がある。したがって、たとえば、かつて「環境政策には無関心」とされたいわゆる保守系議員からなる会派内にあってさえも、個別政策課題に対する個々の議員のスタンスには微妙な温度差が看取されることが予想されるのである。

そこで本調査では、環境政策の導入を抑制あるいは促進すると考えられる要因について、地方議員がどのような認識を有しているのかという視点から質問項目を用意した⁽⁷⁴⁾。

まず、抑制要因としては、自治体が独自に政策を遂行するために必須となる財源と権限について、近年の財政逼迫状況や従来の集権的権限配分状況から、両者共に十分でないとの前提に立ち、そのことの影響が環境政策の導入にとってどの程度の障害・足かせになるのかを質問した（Q04S1及びS6）。また、政策の導入には、自治体内部アクターによる合意形成が不可欠であることから、首長、担当行政部課、地方議会、所属会派をあげ、これらのアク

ターの意向や議員との相互調整がどの程度の障害・足かせ要因になるのかを質問した（Q04S2からS5）。

一方、促進要因としては、財政支出のままならない自治体が政策的経費を賄うために活用する国からの補助金と、自治体による政策的関与の正当性をより明確化する上位政府からの権限移譲について質問した（Q05S3及びS4）。また、上記同様、政策導入に必要となる自治体内合意形成をより円滑なものにする、市の審議会による答申、同一会派内の同意、行政サイドへの根回しをあげるとともに（Q05S5、S6及びS7）、企業・業界団体との意見交換や市民団体・環境NPO・NGOからの支援がこれをどの程度促進するものなのか（Q05S1及びS2）を質問した。

また、本調査では、これらの各種要因を、地方自治体の内部に由来するものか（内生的要因）、外部に由来するものか（外生的要因）という視点からも類別した。たとえば、政策形成に参加する首長、議会、行政部課の認識・意向は内生的要因であり、国の意向や権限配分のように自治体内部のアクターにとってコントロールし難いものは外生的要因であるとすることができる。また、上位政府からの補助金や権限の移譲の有無は外生的要因に該当し、地域住民や企業・業界との相互作用などは内生的要因と判断することが可能である。これにより本稿では、環境政策に向けられた地方議員の意識・認知のあり方を左右する要因に関して、表III-1に示したような、「抑制－促進」「内生的－外生的」という 2×2 のマトリックスによる把握が可能となる。

二 集計結果からみえてくる傾向

（1）抑制要因に対する考察

ここではまず、抑制要因からみていくことにする。本調査では、抑制要因としてあげた6項目について、それぞれを3点尺度で質問した⁽⁷⁵⁾。図III-1は、これらの質問項目に対する集計結果を示したものである。なお、図III-1の集計結果は、質問順ではなく、「障害・足かせになりうる」と答える議

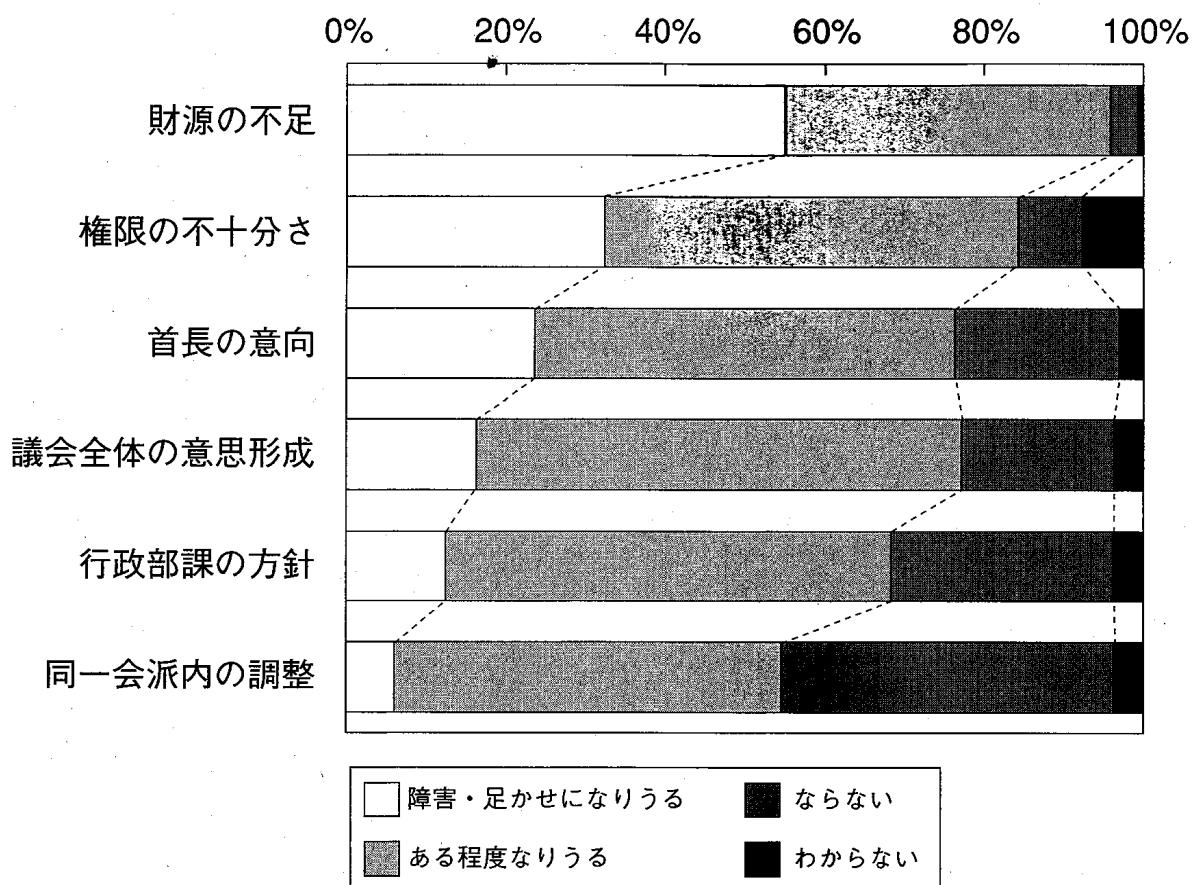
| | 抑制要因 (Q 4) | 促進要因 (Q 5) |
|-----|-------------------------------|------------------------------------|
| 外生的 | 財源の不足 権限の不十分さ | 補助金 上位政府からの委任 |
| 内生的 | 首長の意向 議会全体の意思形成 行政部課の方針 | 市民団体等の支援 企業・業界との意見交換 行政への根回し |

表III－1 政策形成における抑制要因・促進要因

員が多かった順に並べ替えている。この図からわかるように、抑制要因になりうるという回答が比較的多かったのが「財源の不足」及び「権限の不十分さ」である。「財源の不足」が障害・足かせになると答えた比率は約55.0%、「権限の不十分さ」が障害・足かせになると答えた比率は約32.3%であった⁽⁷⁶⁾。

地方自治体の財源は、中央集権的な税財政システムの中で交付税・補助金に慢性的に依存せざるを得ない状況にあり、国依存の歳入構造は自治体の単独事業の抑制につながっている⁽⁷⁷⁾。図III－1の結果は、環境政策であっても他の政策同様、財源の確保がなければ政策を進めることができないと地方議員が認知していることを示すものである。また、環境政策は、縦割り行政の枠組みや集権的な権限配分に基づく旧来型の政策対応では適切に対処できない領域とされており、地方分権改革による自治体への権限移譲は、この点の改善に寄与するものではある。しかし、昨今のより一層の行政需要の高まりにも関わらず、権限配分の整理が十分に進んでいないという現状は、今回の結果を見る限りでは環境政策にとってあまりプラスではないようである。

多くの地方議員が抑制要因として認知した「財源の不足」「権限の不十分さ」であるが、上記で示したように、これらは外生的な要因に該当する。これらの要因が回答の上位にあるということは、抑制要因の部分に限ったこととはいえ、環境政策の分野においても、上位政府による誘導の有無が政策導入の重要な要因であることを示唆している。促進要因の部分においても同様



図III-1 抑制要因に関する集計結果

な傾向がみられれば、抑制・促進双方で上位政府のはたす役割が大きいといえることになるが、これについては次節で検討する。

「財源の不足」「権限の不十分さ」に続くのは、「首長の意向」であり、数値は約23.6%となっている。首長の意向が地方自治体の政策形成過程において重要な要因であることは、小林が1980年代からT. N. Clarkと行ってきた共同研究の成果からも明らかである⁽⁷⁸⁾。また、このことは、環境政策的視座から法定外税導入の事例分析を行った河村・羽部や⁽⁷⁹⁾、大気汚染防止規制をめぐる政策的動態を条例化という制度変化の視点から分析した青木の業績⁽⁸⁰⁾とも、整合的である。本調査の結果は、こうした先行研究の指摘が、地方議員の意識の点からも裏付けられることを示すものといえよう⁽⁸¹⁾。

一方、「議会全体の意思形成」「同一会派内の調整」という、議会内部にお

ける合意形成作用を抑制要因として認知する議員は少数派であった。「議会全体の意思形成」について、障害・足かせになりうるという回答が相対的に少なかった理由としては、

- ①環境政策が総論レベルでは反対のしづらい合意争点であること、
- ②環境課のような環境政策を推進する部課と、企画財政課のような政策出費を抑制しようとする部課との間では、行政内部において事前調整が行われるため、政策上の対立点が議会過程に持ち込まれることが回避される⁽⁸²⁾、

といった点を指摘することができる⁽⁸³⁾。

同時に、「行政部課の方針」が軽視されているのは、普段、行政職員が地方議員からの指摘に対し戦々恐々としている政策現場の現状と無縁ではなかろう⁽⁸⁴⁾。選挙によって選出された「住民の代表」である地方議員にとって、その代表性を根拠に行政の方針を変更することは比較的容易であり、行政職員が地方議員の要求を断るには相当の理論武装が必要とされる現状を、この結果は示している可能性が高い⁽⁸⁵⁾。

以上の分析結果からは、財政構造や決定権限といった自治体の裁量を抑制する外生的な制度要因 (institutional factors) が、環境政策導入の足かせであると広く認知されているといえる。その反面、政治的アクターの意向・関係性といった内生的な行動要因 (behavioral factors) が政策導入を抑制するという意見に対しては、そのように感じている議員もいる一方、そのように感じていない議員もいることが指摘できる。

(2) 促進要因に対する考察

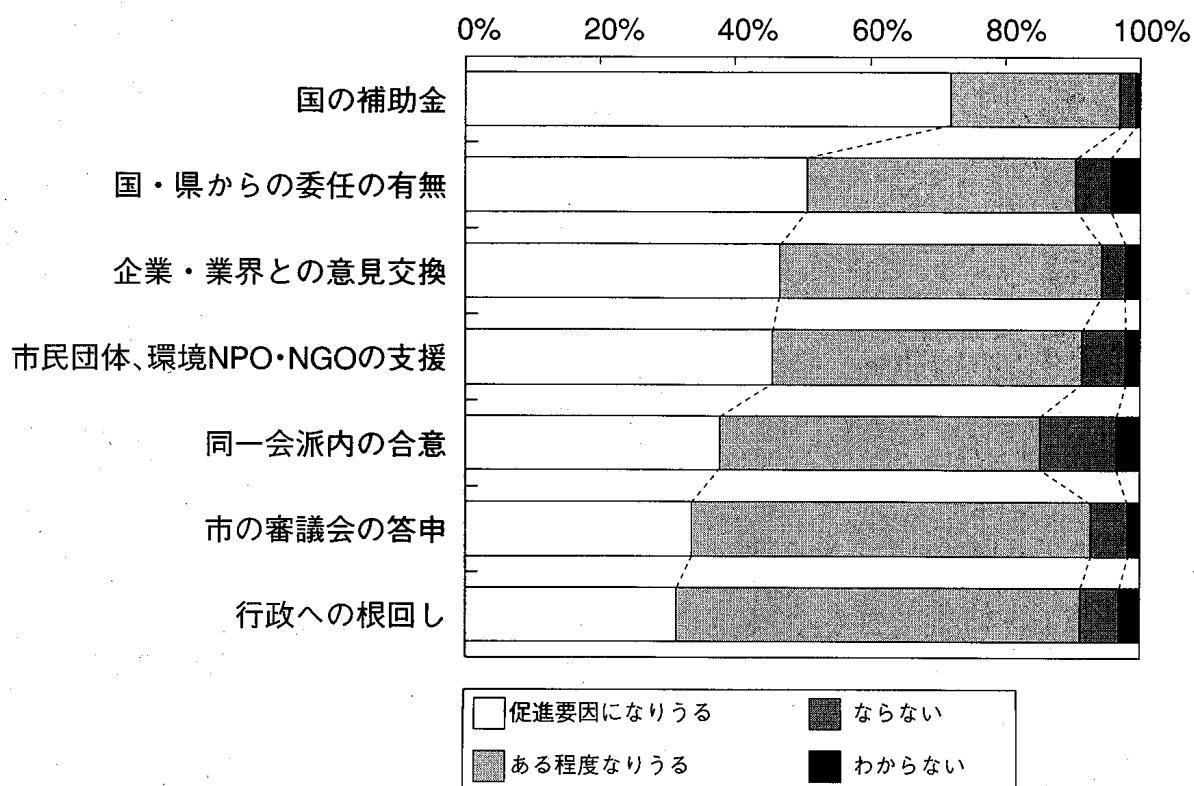
次に、促進要因についてみることにする。本調査では、図III-2に示す7項目をあげて質問を行った。

近年、財政危機に直面する自治体では予算査定が厳格さを増しており、特定の政策に予算をつけるためには相応の根拠を示すことが要求される。特に

政策評価制度が導入されている自治体では、住民に対する説明責任への配慮もあり、財政拡張に通じる政策導入の判断はより厳しさを増す傾向にある⁽⁸⁶⁾。この点、「企業などとの意見交換」や「市民団体などからの支援」は、陳情と同様、具体的な行政需要が存在することを示しやすくするものであり、これと同様に「審議会の答申」も、庁外の有識者からの意見が反映されているとして予算づけの根拠になりやすい。また、行政と議員との間で事前に意思統一をはかる「行政への根回し」も、政策導入を促す上でプラスに作用すると考えられるため、本調査の質問項目に加えている。

これらの質問項目に対する集計結果は図に示す通りであり、ここでも上記図III-1に倣い、「促進要因になりうる」と答える議員が多かった順に項目を並べ替えている。

まず、最も多くの議員から「促進要因になりうる」との回答を得たのは「国



図III-2 促進要因に関する集計結果

の補助金⁽⁸⁷⁾」であり、その割合は約71.9%にものぼる。国の補助金には、地方財政の不足分を埋めるために配分される性格のものと、特定の政策目標を達成するために配分される性格のものとがある。特に後者の性格を有する補助金は、何らかの目的の下、国が自治体の政策を誘導するための1つの手段として用いられる。これを地方自治体の立場からみれば、補助金の支給を受けることにより自前の財政負担の相当部分が回避されることになり、その政策導入に要するコストのみならず、目的が実現せず政策が失敗した際のリスクの軽減が可能となる⁽⁸⁸⁾。

このような補助金の有用性を示すものとして、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助事業があげられる⁽⁸⁹⁾。NEDOは様々な事業を実施しているが、その中に平成12から16年度にかけて実施されている「地域省エネルギー普及促進対策事業」がある。平成15年度は事業費として約28億円が予算計上されており⁽⁹⁰⁾、この事業においてNEDOは、地方自治体が策定した新エネルギー・省エネルギー導入のための計画のうち、「先進性があり、他の地方公共団体への波及効果が高い新エネルギー・省エネルギー導入事業に必要な経費に対して補助（補助率1/2以内）を行」っている。そして、多くの地方自治体が、こうしたNEDOによる補助事業の活用に積極的な意向を示している⁽⁹¹⁾。

また、「国の補助金」に続き、促進要因となりうるとの回答が多かったのは、「国・県からの委任の有無」であった。この結果は、促進要因も抑制要因同様、外生的要因による影響を多くの地方議員が認知していることを示している。一般的に財源・権限をめぐる問題は政策形成において重要な要因と考えられているが、それは環境政策においても妥当することがここでも明らかとなった。また、上記（1）で触れたように、財源や権限といった制度的要因に関しては、抑制、促進の別を問わず、上位政府の意向が大きな影響を与えるとみるとみることができる。

次に、「企業・業界との意見交換」「市民団体、環境NPO・NGOの支援」

は、半数程度の地方議員が促進要因となりうると回答した。環境政策のアウトプットは、最終的には、政治的アクターの合意形成の結果として出力されるものではあるが、非政府アクターからの働きかけの有無は政策の促進要因として重要なポイントの1つになるようである。既に述べたように、財政的に危機的な状況にある多くの自治体は、予算を増額することが難しい状況にある。そのような中、予算査定の段階で非政府アクターから働きかけがあれば、それは行政需要が存在することを示すシグナルとなり、執行部に対する予算要求の正当化事由になりうるのだろう。

加えて、本章冒頭で述べたように、環境政策には技術的・専門的な知識・情報などが広範にわたり必要となる分野が含まれている。しかしながら、政策が必要とする知識内容の高度化に適切に対応しうる、シンクタンク的機能を庁内に具備している自治体は希であり、専門的な知見の提供先を大学や民間コンサルタント、環境NPO等に頼っているのが現状となっている。こうした点に対する議員の認識も、今回の回答に反映された可能性がある。

一方、「行政への根回し」が促進要因になりうると答えた議員数は、それほど多くはなかった。行政に対する根回しは有効ではあろうが、非政府アクターからの働きかけという「大義名分」や「お墨付き」の方が、政策形成の促進要因としてより重要だと認知されているようである。ただし、このような回答傾向が得られたのは、議員が執行部に対して対決姿勢をとるからなのか、それとも単に受け身的な議員が多いからなのかは判断に難しく、この点の理解は今後の検討課題として残されていることを指摘しておきたい。

(3) 回答間の相関関係

上記(1)(2)での単純な集計結果の検討に続き、ここでは回答間の相関関係についてみておくことにしよう。回答間の相関関係をみるのは、議員の回答に何らかの一定の傾向があるのかを確認するためである。たとえば、「国の補助金」を促進要因として認知する議員は、「環境NPO・NGOから

の支援」にも同様の認知を示すかもしれない。仮に回答間に正の相関関係が認められれば、特定の項目が促進要因になりうると答えた議員は、他の項目も促進要因になりうると回答する傾向が高いことができる。いうまでもなく、こうした関連性を指摘することは、地方議員の意識構造を分析する上で重要である。

そこで、抑制要因・促進要因の各項目の相関係数を算出し、マトリックスを作成することにした。相関係数の算出にあたっては、「障害・足かせになりうる」「促進要因になりうる」という回答を1、「ある程度なりうる」という回答を2、「ならない」という回答を3として数値を割り振った⁽⁹²⁾。表III-2及び表III-3は、回答の「一致率⁽⁹³⁾」と「相関係数」を算出し、行列として表示したものである。

この2つの相関マトリックスからは、促進要因間の回答一致率が高く、すべての係数が有意な相関関係であるのに対し、抑制要因間では相対的に一致率は低く、統計的に有意でない結果も見受けられることがわかる。また、促進要因の方では回答一致率が全て50%を超えるのに対し、抑制要因の一致率では「財源の不足」と他の要因の一致率のように50%を下回る数値のものもある。したがって、このマトリックスは、抑制要因の方が議員の認知にばらつきがあることを示している。

| | 財源の不足 | 首長の意向 | 行政部課の方針 | 同一会派内の調整 | 議会全体の意思形成 | 権限の不十分さ |
|-----------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 財源の不足 | — | 44.1% (.231)* | 35.0% (.109) | 32.6% (.055) | 42.5% (.102) | 50.0% (.168)* |
| 首長の意向 | | — | 67.6% (.469)* | 52.3% (.250)* | 58.1% (.328)* | 55.8% (.337)* |
| 行政部課の方針 | | | — | 59.0% (.303)* | 59.4% (.307)* | 52.1% (.310)* |
| 同一会派内の調整 | | | | — | 65.2% (.517)* | 44.1% (.189)* |
| 議会全体の意思形成 | | | | | — | 58.6% (.346)* |
| 権限の不十分さ | | | | | | — |

かっこ内はケンドールのタウ、*は1%水準で統計的に有意を表す

表III-2 抑制要因間の相関マトリックス

| | 市民団体・企業・業界 環境NPO・ NGOの支援 | 市民団体・企業・業界 環境NPO・ NGOとの意見 交換 | 国・県から の委任の 有無 | 市の審議会 の答申 | 同一会派内 の合意 | 行政への根 回し |
|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 市民団体・環 境NPO・NGO の支援 | — | 66.6% (.450)* | 55.9% (.231)* | 59.2% (.222)* | 58.6% (.338)* | 56.6% (.282)* |
| 企業・業界と の意見交換 | — | — | 57.9% (.265)* | 57.3% (.234)* | 60.2% (.299)* | 56.1% (.322)* |
| 国の補助金 | — | — | — | 67.8% (.415)* | 51.2% (.290)* | 49.5% (.233)* |
| 国・県からの 委任の有無 | — | — | — | — | 61.0% (.371)* | 58.2% (.302)* |
| 市 の 審 議 会 の答申 | — | — | — | — | — | 57.0% (.303)* |
| 同一会派内 の合意 | — | — | — | — | 62.9% (.412)* | 63.8% (.309)* |
| 行政への 根回し | — | — | — | — | — | 68.2% (.469)* |

かっこ内はケンドールのタウ、*は1%水準で統計的に有意を表す

表III-3 促進要因間の相関マトリックス

それでは、なぜ抑制要因の方に認知のばらつきが生じたのであろうか。わが国では、地方自治体の政策遂行上の裁量が乏しいことが所与の条件とされるが、地方議員が集団としてそのことについて特に大きな問題意識を持たず、言ってみればあまり深く考えていないのかもしれない。また、しばしば指摘されるように、地方議会が不活性の状態下では、議会活動をする上で、相対的に促進要因の方に意識が向きやすいのかもしれない。このような理解は仮説の域を出ないものではあるが、抑制要因と促進要因に対する認知レベルが単なる裏表の関係ではないという今回の分析結果は、地方政治家の意識構造を検討する上で貴重な知見を提供するものであり、興味深い。

三 認知の差違を規定する要因

「抑制要因」「促進要因」それぞれの認知に関する回答の差違は、どのよ

うな変数によって規定されているのであろうか。仮に、年輩の議員の方がその経験から補助金は重要だと考え、まだ40代の議員にとって補助金は促進要因になりえないという結果が得られたとするならば、補助金という促進要因の認知には年齢が重要な意味を持つことになる。

そこで、本章では第Ⅱ章同様、カテゴリー回帰分析（CATREG）を行い、要因認知の差違に対して検討を加えることとする。ここでの回帰分析の従属変数はQ4及びQ5で質問した項目であり、相関係数を算出したときと同様、「障害・足かせになりうる」「促進要因になりうる」という回答を1、「ある程度なりうる」という回答を2、「ならない」という回答を3として数値を割り振った。

また、独立変数については基本的には前章の分析と同様としたものの、本章の分析では、地方政治に対する議員の意識を示す変数を2変数から4変数に増やすことにした。そのため、「財政再建への態度（Q10SQ1）」「代表意識（Q10SQ2）」「地方における政党政治に対する意見（Q11）」「相乗り選挙の是非（Q12）」が、議員の意識を示す独立変数となる。変数を増やした理由は、前章と異なり、本章で用いる従属変数が、政治的アクターの意識や認知のみならず、自治体の政治・行財政をめぐる制度や構造との関連性が高く、この部分をも含めた形での検討が必要となるためである。なお、表に示すように、本章の分析では従属変数の数が6及び7と多いため、個々の回帰分析を行うにあたり予め厳格な（rigid）仮説を設けることはせず、結果として得られた数値に依拠しつつ、抑制・促進要因を全体として規定する傾向を探索的に読みとることにした。

抑制要因を従属変数とする分析結果をまとめたものが表Ⅲ－4、促進要因を従属変数とする分析結果をまとめたものが表Ⅲ－5である。また、表Ⅲ－4及び表Ⅲ－5は、外生的要因を従属変数とするものと内生的要因を従属変数とするものに区切って表示した。全体的な特徴としては、カテゴリー変数を用いていること、サンプル数が少ない等の理由から、モデルの決定係数は

それほど高くはない（0.2以下）ことを予め指摘しておく。

それでは、「抑制・外生的要因」からみていくことにしよう。これに該当するのは従属変数が「財源の不足」「権限の不十分さ」の部分であるが、「財源の不足」を障害になりうると認知している議員は、年齢が高く、前職が公務員というケースに多い。そして、財政力に劣る自治体の議員の方が、相対的に「財源の不足」を足かせと感じる傾向にある。また、「権限の不十分さ」を足かせと感じる議員は、年齢が若い者に多くみられる傾向にある。両者に共通して有意であった変数は他にないことから、年齢が重要な要因であることが指摘できる。

続いて「促進・外生的要因」に該当する「国の補助金」「国・県からの委任の有無」についてみることにしよう。国の補助金が促進要因になりうると認知している議員は、年齢が高く、市全体の代表と感じる傾向が強い者といえる。また財政力に乏しい自治体の議員ほど補助金が促進要因と考えているようである。一方、「国・県からの委任の有無」が促進要因になりうると考えている議員は、年齢が高く、サービスをカットしないで財政再建をすすめた方がいいという大きな政府志向の者といえる。財政が乏しく、人口が少ない自治体の議員ほど、国・県からの権限の委任が環境政策の促進要因と考えているようである。

抑制・促進を問わず外生的要因に共通する点として、議員の年齢が重要な変数になっていること、そして、地方自治体が置かれている社会・経済環境が議員の意識と結びついていることを指摘することができる。

次に、内生的要因の分析結果を検討してみよう。「抑制・内生的要因」については、「首長の意向」を従属変数とする場合を除き、議員の年齢は統計的に意味のある独立変数となっている。年齢は、内生的要因についても重要な変数であるといえるだろう。また、地方議員の役割に対する考え方、相乗り総与党化体制に対する考え方の違いも重要な変数となっている。たとえば、相乗り選挙が望ましくないとする議員は、首長の意向や担当行政部課の

| 従属変数 | 外生的要因 財源の不足 (Q4SQ1) | 内生的要因 権限の不十分 (Q4SQ6) | | | 議会全体の意思 形成(Q4SQ5) | |
|---|---------------------------|----------------------------|-------------|-------------|----------------------|-------------|
| | | β | β | β | | |
| 個人属性 | | | | | | |
| 性別(F1) (1=男/2=女) | 0.00 | 0.04 | -0.13* | 0.08 | 0.12 | 0.06 |
| 年齢(F2) (1=40歳未満/2=41-44歳/3=45-49歳/4=50-54歳/5=55-59歳/6=60-64歳/7=65-69歳/8=70以上) | -0.11* | 0.20** | -0.03 | 0.16** | -0.19** | 0.21** |
| 出身(F4) (1=旧住民/2=新住民) | 0.04 | 0.10 | 0.07 | 0.01 | 0.01 | 0.08 |
| 当選回数(F6) (1=1回/2=2回/3=3回/4=4回/5=5回/6=6回/7=7回/8=8回/9=9回) | -0.10 | 0.02 | -0.03 | -0.02 | 0.05 | 0.07 |
| 前職(商工企)(F3より作成) (1=川該当/2=該) | 0.02 | 0.03 | 0.02 | 0.06 | 0.16* | 0.02 |
| 前職(技術職)(F3より作成) (1=川該当/2=該) | 0.04 | 0.03 | 0.02 | 0.06 | 0.02 | 0.12 |
| 前職(公務員・教員)(F3より作成) (1=川該当/2=該當) | 0.22** | 0.00 | 0.06 | 0.11 | 0.12 | 0.11 |
| 議員の意識 | | | | | | |
| 財政再建への態度(Q10SQ1) (1=行政サービスのカット/2=どちらかといえば行政サービスのカット/3=どちらかといえば増税/4=増税) | 0.07 | 0.07 | 0.08 | -0.13** | -0.07 | -0.11 |
| 代表意識(Q10SQ2) (1=市全体の代表/2=どちらかといえば市全体の代表/3=どちらかといえば地区の代表/4=地区の代表) | 0.14** | 0.04 | 0.17** | 0.14** | -0.13** | 0.00 |
| 地方における政党政治に対する意見(Q11) (1=地方に政黨からといえばそう思わない/2=どちらかといえばそう思わない/3=どちらかといえばそう思わない/4=そう思わない) | -0.08 | 0.18** | -0.03 | -0.06 | -0.07 | 0.05 |
| 相乗り選挙の是非(Q12) (1=相乗り選挙は望ましくないと思う/2=どちらかといえれば望ましくないと思う/3=どちらかといえればそう思わない) | 0.08 | 0.09 | 0.19** | 0.20** | 0.05 | 0.08 |
| 自治体環境 | | | | | | |
| 人口規模 (1=10万人以上/2=5-10万人/3=5万人未満) | -0.04 | -0.02 | 0.02 | -0.05 | 0.04 | -0.04 |
| 中学校1校当たりの人口 (1=10,000人未満/2=10,000-12,499人/3=12,500-14,999人/4=15,000人以上) | 0.08 | -0.11 | -0.05 | 0.03 | -0.06 | -0.05 |
| 財政力指數 (1=0.6未満/2=0.6-0.8/3=0.8以上) | 0.16* | 0.14 | 0.04 | -0.02 | 0.03 | 0.02 |
| N $R-SQ$ | 217 0.13 | 202 0.13 | 211 0.10 | 209 0.12 | 211 0.11 | 208 0.11 |

*: p<0.1, **: p<0.05

表III-4 抑制要因のカテゴリ一回帰分析結果

要因
従属変数

内生的要因

(1=障害・足かせになりうる/2=ある程度なりうる/3=ならない)

| | 外生的要因 | 内生的要因 | | | | | |
|--|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | β | β | β | β | β | β | β |
| 個人属性 | | | | | | | |
| 性別(F1) (1=男/2=女) | 0.02 | 0.02 | 0.00 | 0.07 | 0.02 | 0.02 | 0.03 |
| 年齢(F2) (1=40歳未満/2=41~44歳/3=45~49歳/4=50~54歳/5=55~59歳/6=60~64歳/7=65~69歳/8=70以上) | -0.20** -0.21** | -0.21** | 0.14** -0.15** | -0.12* | 0.10 | 0.15** -0.13** | 0.03 |
| 出身(F4) (1=日住民/2=新住民) | 0.04 | 0.05 | 0.04 | 0.08 | 0.07 | 0.01 | 0.04 |
| 当選回数(F6) (1=1回/2=2回/3=3回/4=4回/5=5回/6=6回/7=7回/8=8回/9=9回) | 0.04 | -0.02 | 0.11 | 0.03 | 0.11 | -0.03 | -0.03 |
| 前職(商工会)(F3より作成) (1=非該当/2=該当) | 0.13 | 0.10 | 0.05 | 0.09 | 0.06 | 0.09 | 0.02 |
| 前職(技能職)(F3より作成) (1=非該当/2=該当) | 0.00 | 0.16** 0.14* | 0.11 | 0.08 | 0.14* | 0.09 | 0.09 |
| 前職(公務員・教員)(F3より作成) (1=非該当/2=該当) | 0.05 | 0.14* | 0.06 | 0.10 | 0.08 | 0.13 | 0.04 |
| 議員の意識 | | | | | | | |
| 財政再建への態度(Q10SQ1) (1=行政サービスのカット/2=どちらかといえば行政サービスのカット/3=どちらかといえれば増税/4=増税) | -0.07 | -0.24** 0.18** | 0.18** 0.12** | 0.13** -0.13** | -0.14** 0.15** | 0.13** 0.15** | -0.09 |
| 代表意識(Q10SQ2) (1=市全体の代表/2=どちらかといえれば地区の代表/3=どちらかといえれば地区の代表/4=地区の代表) | 0.18** 0.14** | 0.14** 0.16** | 0.16** -0.14** | -0.09 | 0.15** 0.15** | 0.13** 0.13** | 0.13** |
| 地方における政党政治に対する意見(Q11) (1=地元に政黨政治はそぐわない/2=どちらかといえればぐわない/3=どちらかといえばそう思わない/4=そう思わない) | 0.10 | 0.07 | -0.12 | -0.23** -0.23** | -0.08 | -0.19** -0.19** | -0.14** -0.14** |
| 相乗り選挙の是非(Q12) (1=相乗り選挙は望ましくないと思う/2=どちらかといえれば望ましくないと思う/3=どちらかといえばそう思わない/4=そう思わない) | -0.12* | 0.07 | -0.05 | -0.08 | 0.07 | -0.05 | -0.14** -0.14** |
| 自治体環境 | | | | | | | |
| 人口規模 (1=10万人以上/2=5~10万人/3=5万人未満) | -0.11 | -0.25** 0.14* | -0.05 | -0.10 | -0.10 | -0.08 | -0.19** -0.19** |
| 中学校1校当たりの人口 (1=10,000人未満/2=10,000~12,499人/3=12,500~14,999人/4=15,000人以上) | 0.08 | 0.06 | -0.01 | 0.05 | -0.01 | -0.00 | 0.09 |
| 財政力指數 (1=0.6未満/2=0.6~0.8/3=0.8以上) | 0.21** 0.13 | 0.18** 0.18 | -0.09 | 0.05 | 0.08 | 0.02 | 0.13 |
| N | 219 | 215 | 216 | 215 | 218 | 217 | 216 |
| R-SQ | 0.13 | 0.18 | 0.13 | 0.13 | 0.09 | 0.13 | 0.15 |

* : p < 0.1, ** : p < 0.05

環境政策に対する地方議員の意識

表III-5 促進要因のカテゴリー回帰分析結果

方針が環境政策を進める際の1つの障害になりうると考えていることが表から読みとれる⁽⁹⁴⁾。

また、「促進・内生的要因」についても、年齢と地方政治のあり方に対する意識が統計的に有意な変数になっているという結果が多い。たとえば、若い議員ほど行政への根回しや企業・業界団体との意見交換に否定的である反面、市民団体や環境NPO・NGOからの支援に肯定的な理解を示す傾向が見受けられる。このことは、地方の政策形成過程における市民運動の役割やそれが議会活動に及ぼす影響が拡大しつつある今日の状況を勘案すれば、注目すべき結果のように思われる⁽⁹⁵⁾。なぜならば、この結果は、自治体内各アクターの影響力関係とそれに向けられた議員の認知が、今日の環境政策を進める上で促進要因となることを示唆しているからである。そして、ここからは、従来の集権的縦割り構造から脱却した新たな自治体像（もしくは政治過程の構造）という、従来とは異なる観点からの仮説が導出されうるのである。

このように、促進的か抑制的かにかかわらず、内生的要因に対する議員の認知は、彼らの年齢と地方政治に対する見方によって規定されていることが理解できる。

ここで以上の分析を総合すると、抑制要因や促進要因に向けられた意識に重要な意味をもつ変数は年齢であり、外生的要因では地方自治体が置かれている社会・経済的な環境が、内生的要因では議員の地方自治体に対する態度が意味を持つ変数になっていることがわかる。

IV 環境政策を実施すべき政府レベルに関する考察

一 環境政策の導入可能性

環境政策は、その本質として、人為的行政空間の中で処理しきれない問題群を扱うものであり、規制権限の配分や政府間での連携および役割分担のあり方が、対処すべきイシューごとに問われる分野でもある。これを地方議員

の視点からみれば、環境政策に包摂される個別イシューへの対応は、どの政府レベルにおいて実施されるべきかという問題となる。この点に関する地方議員の認識は、イシューに応じた対策を実施する際に予想される「難易度」、より具体的には、自治体内での合意形成の難しさ、与えられた規制権限の過不足、必要となる財政規模の大小などによって規定されるとみることができる。

そこで本調査ではQ3において、「環境基本条例の導入（Q03S1）」「上位政府よりも厳しい環境規制条例の導入（Q03S2）」「法定外目的税の導入（Q03S3）」「ISOの取得（Q03S4）」「新エネルギー施設の建設（Q03S5）」「産業廃棄物の再資源化施設（Q03S6）」の6つのイシューを用意し、これらへの対応を実施するにあたりどの政府レベルにおいて合意することが可能かを質問した。政府レベルに関する選択肢は、「市町村」「都道府県」「広域行政圏」「同意できない」「わからない」の5つである。これにより、条例制定、税制導入、施設事業といったタイプの異なるイシューの導入可能性に対して、地方議員がどのような「難易度」で認識しているのかを把握することが可能となろう。

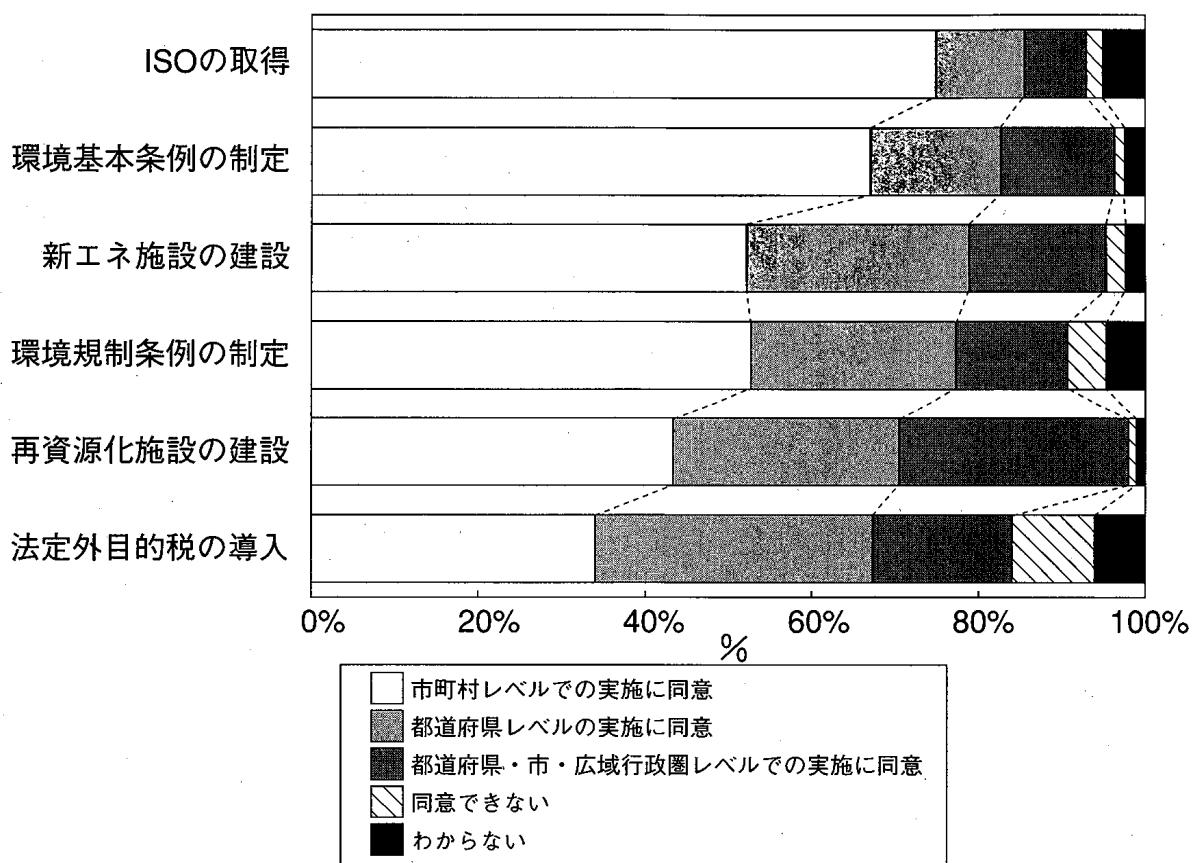
また、本調査では、個別イシューの「難易度」の大小について、以下のような想定を置いた。まず、前2者の条例制定については、「環境基本条例」がいわゆる理念条例であり、それが制定されることにより個別施策が直ちに実施に移されるといったことが希であるのに対して、「上位政府よりも厳しい環境規制条例」は、規制対象となる事業者などに条例遵守のための追加的なコストが発生し、その制定に反対が唱えられるなど、合意形成がより困難となると想定した。また、近年その導入が各地で論議されている「法定外目的税」を加え、税制と規制政策とではどちらの導入難易度が高いと認識されているのかをみるとこととした。「ISO⁽⁹⁶⁾の取得」は、国際機関による監査・認証を経て環境マネージメント・システムを導入する施策であり、環境保全への取組を地域住民にアピールしたい自治体が認証取得に取り組む傾向にある。

る。条例や税と異なり、必ずしも議会の議決を経る必要がなく、同意は困難ではないと思われるが、認証取得のための準備作業やシステム維持のための人的・金銭的負担は大きいとされ、費用対効果の観点から有用性が疑問視されることもある⁽⁹⁷⁾。さらに、後2者の「新エネルギー施設」と「産業廃棄物の再資源化施設」は、双方とも環境関連施設の導入事業という点で共通するが、廃棄物を扱う再資源化施設の導入の方が、より喫緊の問題解決に寄与する対策である反面、NIMBY 施設にあたることから立地地域の住民からの反発が予想され、合意形成にはより大きな困難が伴うものと思われる。

Q3の調査結果を示したのが図IV-1である。まず、確認すべき点は、全体的な傾向として、規模・権限とともに必ずしも十分でない市町村レベルにおいて導入は可能、とする意見が多いことである。この結果の背景には、住民と直接対峙する基礎的自治体が、あらゆる環境政策に関連する多くのイシューに対して、問題解決をはかる際の一義的責任は（上位政府にではなく）自らにあると考える議員が多くいることがあろう。また、今回の調査結果には、地方分権改革の進展などにより、中央政府から都道府県、都道府県から市町村へと権限の移譲が行われたことにより、政府レベルを問わずに自ら対策を実施できると考える議員が増加していることが反映しているとみることも可能であろう。

中でも、最も「難易度」が低いと認識されているのが「ISOの取得」である。これは、ISOによる認証取得が法人単位で行われること、すでに多くの自治体が導入していること⁽⁹⁸⁾、そして、対策が自治体施設内で完結する性格のものであり、住民や事業者などからの批判の対象になり難いことなどから、現状の自治体の枠組みを前提としつつ、あらゆるレベルで実施が可能とみる議員が多数いることを示している。

また、今回の調査結果からは、環境基本条例の導入も市町村において可能とみる議員が多いことがわかる。1993年の環境基本法の制定を契機に、これを1つのモデルとしてその内容を模倣した自治体も数多く、また、基本的に



図IV-1 実施レベルに対する回答結果

は合意争点といえる環境保全を目的とした条例制定が、政府レベルにかかわらず容易だと議員に認識されるのは半ば当然の結果とみることもできる⁽⁹⁹⁾。しかしながら、「ISO の取得」と比べると、町村での制定には困難が伴うとみる議員が多くなっており興味深い。基本条例制定に同意が得られやすくとも、それが議会の議決による公権の発動であることが、このような差となってあらわれたのであろうか。

なお、既に述べたように、抽象的規定を含み理念的な性格の強い基本条例は、自治体内でのコンセンサス形成が容易だとされるのに対して、規制条例については、権利・義務規定の具体化に起因する利害調整や遵守負担の問題等が、市町村レベルでの導入を相対的に難しいと認識させているようである。

一方、新エネ施設や再資源化施設の建設という施設導入事業に関わる質問項目への回答結果は、市町村レベルの実施に同意する意見が51.1%、42.4%と主流ではあるが、都道府県レベルや広域行政レベルでの対応に同意する意見も、新エネ施設で42.4%（26.2%+16.2%）、再資源化施設で53.4%（26.5%+26.9%）が多い。都道府県レベルや広域行政行政圏レベルでの対応する意見もかなり多数であるのは、50万都市の金沢市の議員と2万人に満たない珠洲市の議員と同じサンプルとして同列に論じていることに伴うバイアスの可能性がある。

そこで、施設建設に関する両項目と人口規模の間でクロス集計を行ってみた。すると、人口規模が5万人以下の市の議員は、いずれの施設導入についても、市町村レベルよりも都道府県・市・広域行政圏レベルでの同意がより容易であると回答する傾向にあり、かつ10万人以上の市の議員はこれと逆の認知傾向を示した。ここから、人口の少ない市の議員の方が広域連携を志向する傾向にあることがわかった（10%水準で有意、表IV-1参照）。この結果は、地方自治体の社会・経済環境が、施設導入の「難易度」に対する回答の差に影響を与えていていることを示している。

また、施設導入という点で同じ性格を持つイシューであっても、新エネ施設の方が産廃リサイクル施設よりも「難易度」が低いと考えられている点にも着目すべきである。前者も後者も、通常、補助金を伴う事業ではあるが、新エネ施設には「環境にやさしい」というプラスのイメージがある。そのため、新エネ施設は、公共投資のあり方に批判が集中する今日において比較的批判を受けにくい「ハコモノ」ということができ、こうした住民の抱くプラス・イメージが議員の意識にも作用している可能性がある。一方、後者はいわゆる NIMBY 施設であり、その建設をめぐって地域間対立を誘発する可能性が高い。また、産業廃棄物行政は、現状では基本的に都道府県の管轄であり、廃棄物の埋め立て等は広域行政で対応していることが多いといった事情がある。ここから、先ほどの条例制定に対する回答傾向と同様、導入に至る

クロス表

| | | | 人口カテゴリー | | | 合計 | |
|----------|---------|------------|------------|-------|-------|-------|--|
| | | | 10万超 | 5-10 | 5万以下 | | |
| 新エネ施設の建設 | 市町村レベル | 度数 | 29 | 49 | 72 | 150 | |
| | | 新エネ施設の建設の% | 19.3 | 32.7 | 48.0 | 100.0 | |
| | | 人口カテゴリーの% | 67.4 | 50.5 | 54.1 | 54.9 | |
| | 都道府県レベル | 度数 | 6 | 35 | 36 | 77 | |
| | | 新エネ施設の建設の% | 7.8 | 45.5 | 46.8 | 100.0 | |
| | | 人口カテゴリーの% | 14.0 | 36.1 | 27.1 | 28.2 | |
| | 市・広域レベル | 度数 | 8 | 13 | 25 | 46 | |
| | | 新エネ施設の建設の% | 17.4 | 28.3 | 54.3 | 100.0 | |
| | | 人口カテゴリーの% | 18.6 | 13.4 | 18.8 | 16.8 | |
| 合計 | | | 度数 | 43 | 97 | 133 | |
| | | | 新エネ施設の建設の% | 15.8 | 35.5 | 48.7 | |
| | | | 人口カテゴリーの% | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |

クロス表

| | | | 人口カテゴリー | | | 合計 | |
|-----------|---------|------------|------------|-------|-------|-------|--|
| | | | 10万超 | 5-10 | 5万以下 | | |
| 再資源化施設の建設 | 市町村レベル | 度数 | 30 | 42 | 52 | 124 | |
| | | 新エネ施設の建設の% | 24.2 | 33.9 | 41.9 | 100.0 | |
| | | 人口カテゴリーの% | 66.7 | 42.4 | 38.2 | 44.3 | |
| | 都道府県レベル | 度数 | 6 | 32 | 41 | 79 | |
| | | 新エネ施設の建設の% | 7.6 | 40.5 | 51.9 | 100.0 | |
| | | 人口カテゴリーの% | 13.3 | 32.3 | 30.1 | 28.2 | |
| | 市・広域レベル | 度数 | 9 | 25 | 43 | 77 | |
| | | 新エネ施設の建設の% | 12 | 32 | 56 | 100 | |
| | | 人口カテゴリーの% | 20 | 25 | 32 | 28 | |
| 合計 | | | 度数 | 45 | 99 | 136 | |
| | | | 新エネ施設の建設の% | 16.1 | 35.4 | 48.6 | |
| | | | 人口カテゴリーの% | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |

カイ2乗検定（新エネ施設の建設）

| | 値 | 自由度 | 有意確率(両側) |
|---------------|--------|-----|----------|
| Pearson のカイ2乗 | 7.9382 | 4 | 0.0939 |
| 尤度比 | 8.4438 | 4 | 0.0766 |
| 線型と線型による連関 | 0.8160 | 1 | 0.3663 |
| 有効なケースの数 | 273 | | |

カイ2乗検定（再資源化施設の建設）

| | 値 | 自由度 | 有意確率(両側) |
|---------------|---------|-----|----------|
| Pearson のカイ2乗 | 12.5367 | 4 | 0.0138 |
| 尤度比 | 12.8017 | 4 | 0.0123 |
| 線型と線型による連関 | 7.0979 | 1 | 0.0077 |
| 有効なケースの数 | 280 | | |

表IV-1 施設建設と人口とのクロス集計

合意形成の過程においてどの程度の抵抗が予見されるのかが、施設導入をめぐる議員認知の格差を規定したということができよう。

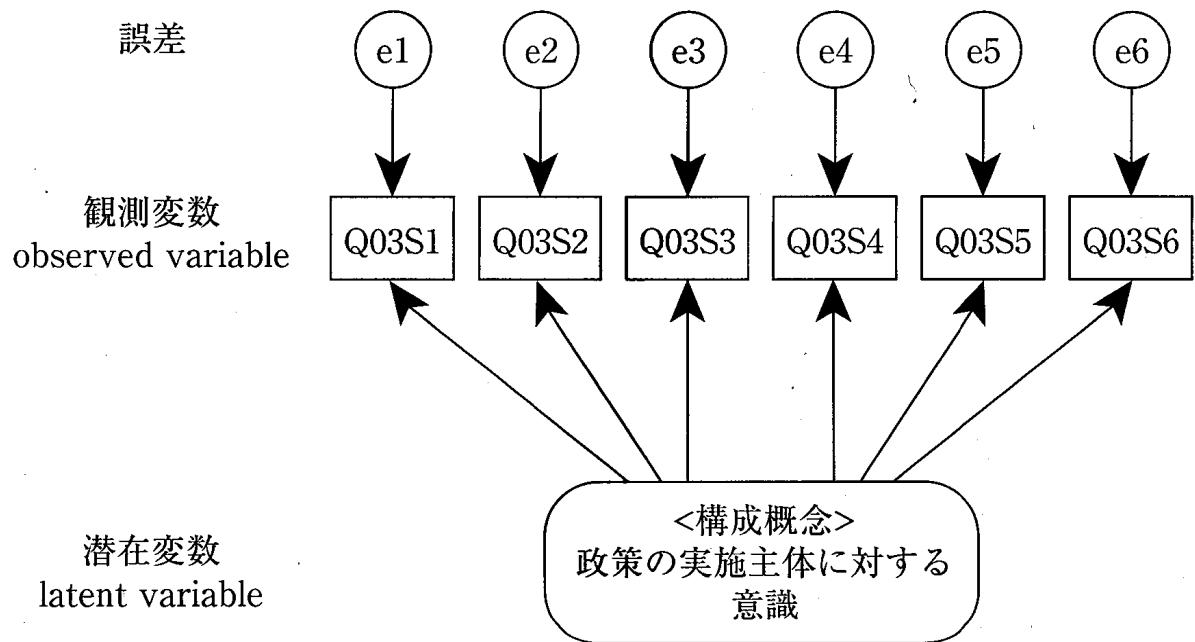
なお、市町村レベルでの導入が最も困難と認識されたのが「法定外目的税」であった。条例制定や施設導入と比べてみても、やはり税制導入は障害が大きいイシューだと認識されているようである。このイシューは、そもそも「同意できない」との回答も最も多い質問項目となった。一般論として課税対象者に受け入れられにくく、選挙の行方を直接左右しかねないことからすれば、政治家である市議会議員の認識としてはむしろ当然の回答結果といえるのかもしれない。しかし、市以上の規模であれば導入に同意できるという議員が50.0%（「都道府県レベルで合意」+「都道府県・市・広域行政圏レベルで合意」）にのぼることは注目に値しよう。昨今のいわゆる「三位一体」による地方財政改革の流れとも相まって、自治体の自主財源をめぐる論議が活発化していることが影響している可能性がある⁽¹⁰⁰⁾。

以上の調査結果を俯瞰してみると、本節冒頭で触れた、想定されるイシューの「難易度」と、実際の議員の回答傾向は概ね合致する傾向にあることがわかる。地方議会の停滞が叫ばれ、地方議員の政策遂行能力が問われる中にありながらも、多くの議員は比較的明確に各イシュー間の「難易度」を理解しているとみることができるのでなかろうか。ただし、自由回答の意見の中には、市町村レベルで導入に合意「すべき」ではあるが、現在の制度ではそれは理想でしかないという意見もあり⁽¹⁰¹⁾、地方がやるべきではあるが、権限等の関係から県や国の政策動向との整合性をはかる必要があるとする議員もいることを指摘しておく必要があろう。

二 実施主体をめぐる意識構造

前節では、6つの個別イシューを用いて議員の意見分布を概括的に考察した。ただし、以上の調査結果を個別に検討するだけでは、回答の全体的な傾向を十分に把握したとはいえない。全体的な傾向を定量的に把握するためには、単純な集計結果から直接測定することができない「構成概念⁽¹⁰²⁾」を扱う必要がある。構成概念は、調査で得た複数の「観測変数」を組み合わせることによって測定が可能となる。これを本調査に当てはめてみると、Q03S1からQ03S6までの質問項目で得た情報は、「環境政策の実施主体に対する意識」という構成概念に内包される個別の観測変数に相当する。そして、主成分分析や因子分析などを用いて、これらの観測変数の持つ情報を共通の次元・因子によって集約し、構成概念として抽出したものが潜在変数である。図IV-2に例示したように、得られた観測変数から潜在変数を導出することにより、構成概念である「環境政策の実施主体に対する意識」が総合的にどのような傾向にあるのかを把握することが可能となる。

本稿では、構成概念「環境政策の実施主体に対する意識」を抽出するため、6つの観測変数に対してカテゴリー主成分分析(CatPCA)を施しその値を



図IV-2 観測変数と潜在変数

測定した。カテゴリー主成分分析を用いるのは、今回の調査では観測変数が質的変数になっているためである。なお、分析を行うにあたり、各選択肢は3点尺度として数値を割り振り、「同意できない」「わからない」は回答数が少なく、また得られた軸の解釈が困難になるため、欠損値扱いとした。

表IV-2 及び図IV-3が、今回のカテゴリー主成分分析の結果である。表IV-2は数量化の状況等を集約したものであり、図IV-3は抽出されたカテゴリーポイントの結合プロットである。次元1と次元2の固有値を比較してみると、次元1が相対的に多くの分散を説明しているので、ここでは次元1に限定して解釈をしてみたい。

この図によれば、次元1で示した水平軸において、「市町村」「都道府県」での同意を志向する選択肢の1と2がマイナス方向に集中し、「広域連携」での同意を志向する選択肢の3はプラス方向に集中していることが看取できる。したがって、ここからは、カテゴリー主成分分析から抽出されたサンプルスコアがマイナスの回答者は、市町村・都道府県という従来の二層制に基

| 次元 | Cronbach のアルファ | 説明された分散 |
|----|----------------|----------|
| | | 合計 (固有値) |
| 1 | 0.798 | 2.988 |
| 2 | 0.285 | 1.311 |
| 全体 | 0.921 | 4.299 |

数量化の状況

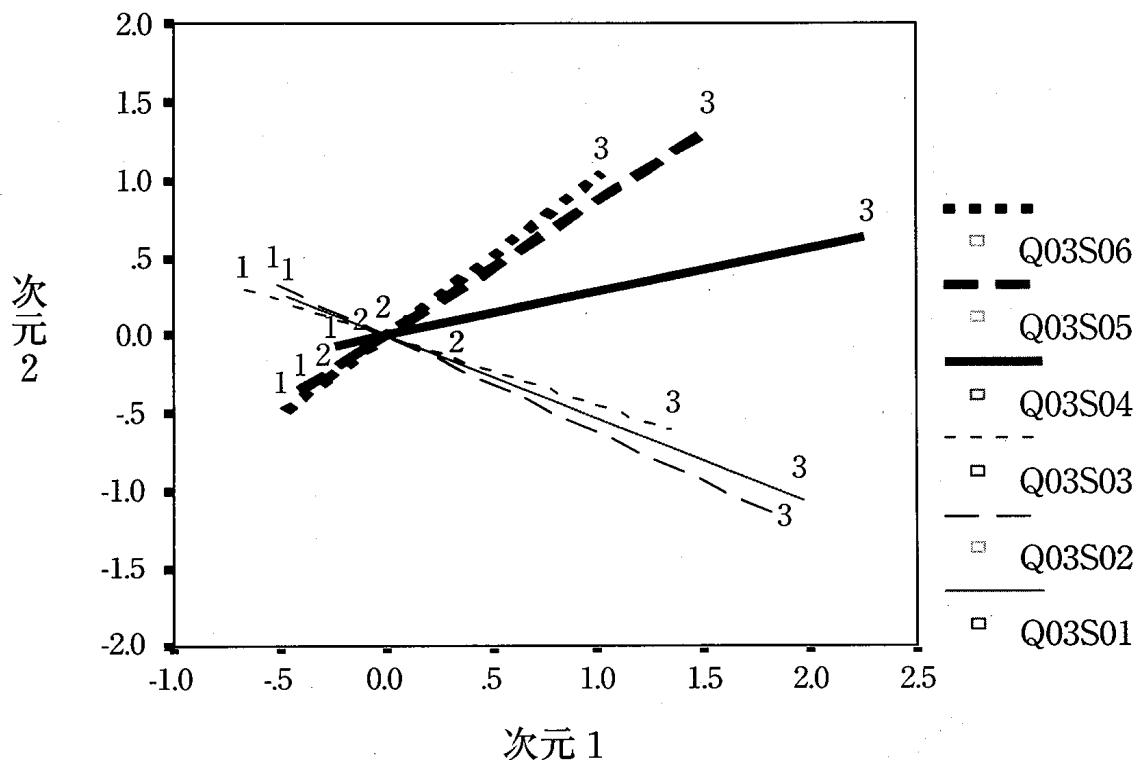
| | Q03S01 | Q03S02 | Q03S03 | Q03S04 | Q03S05 | Q03S06 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市町村 | -0.569 | -0.674 | -0.993 | -0.374 | -0.588 | -0.750 |
| 都道府県 | 0.367 | 0.045 | -0.003 | 0.008 | -0.163 | -0.423 |
| 市・広域 | 2.392 | 2.419 | 2.026 | 3.535 | 2.233 | 1.619 |

説明された分散

| | 重心座標 | | 合計(ベクトル座標) | | 全体 | |
|--------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|
| | 次元 | | 平均値 | 次元 | | |
| | 1 | 2 | | 1 | | |
| Q03S01 | 0.677 | 0.198 | 0.437 | 0.675 | 0.192 | 0.867 |
| Q03S02 | 0.592 | 0.234 | 0.413 | 0.590 | 0.231 | 0.822 |
| Q03S03 | 0.443 | 0.091 | 0.267 | 0.442 | 0.089 | 0.532 |
| Q03S04 | 0.411 | 0.045 | 0.228 | 0.410 | 0.033 | 0.443 |
| Q03S05 | 0.469 | 0.352 | 0.411 | 0.469 | 0.352 | 0.821 |
| Q03S06 | 0.401 | 0.414 | 0.408 | 0.401 | 0.414 | 0.814 |
| 合計 | 2.993 | 1.333 | 2.163 | 2.988 | 1.311 | 4.299 |

表IV-2 カテゴリ主成分分析の結果

づく政府間関係を志向する一方、プラスの回答者は、必ずしも現在の政府レベルに固執せず広域連携を志向していることが理解できる。そして、このことの含意は、環境政策を導入する際の対立軸が、単に「市町村か、都道府県か」という零和的発想ではなく、「従来の枠組みか否か」という非零和的発想によって規定されているという点にある。このような分析結果は、政策実

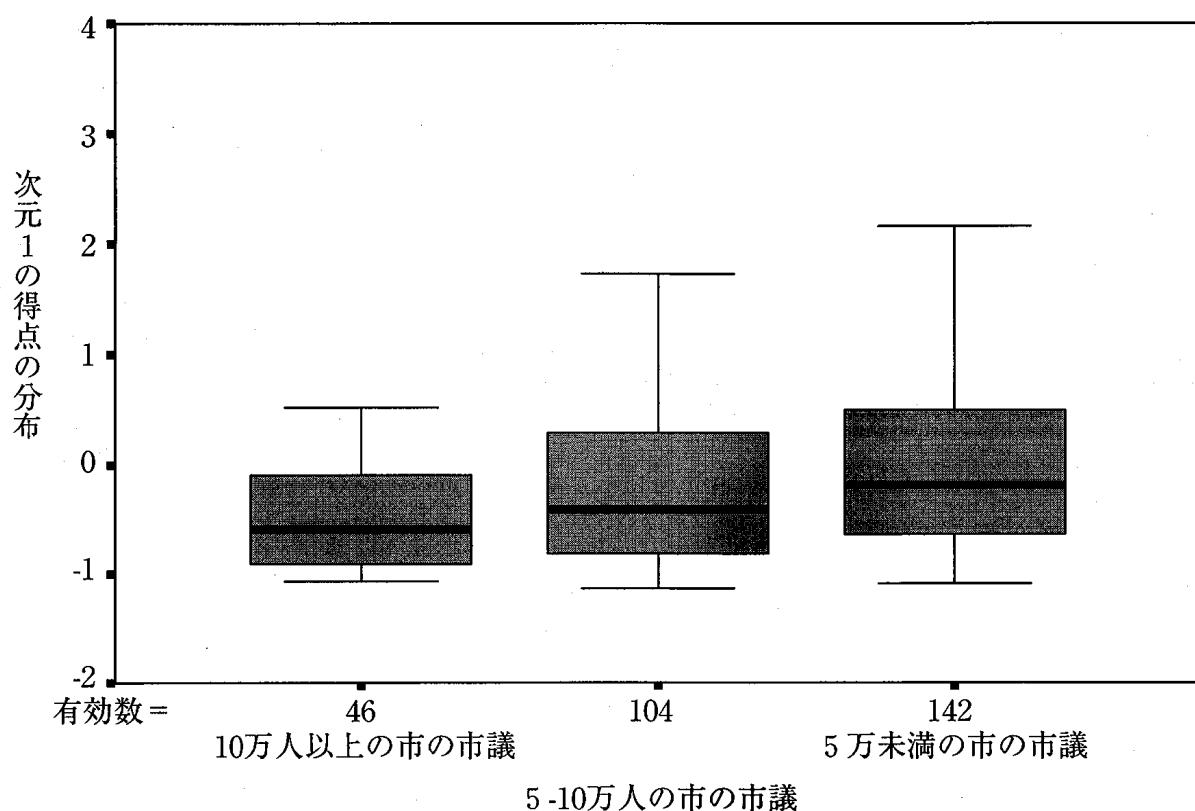


図IV-3 カテゴリ主成分の結合プロット

施主体としての市町村のあり方、ひいては、いわゆる「受け皿論」が提起する市町村合併の論点とも密接に関連するものであり、非常に興味深いものといえよう。

三 分析からみえてくるもの

では、サンプルスコアの違い（つまり、環境政策を実施する政府レベルに対する意見の違い）を従属変数とすると、それを規定する独立変数にはどのような要因が考えられるのだろうか。ここでは、箱ひげ図を作成し、探索的に検討してみた。箱ひげ図は、分布を4等分して図示するもので、分布のひげが長ければその変数の分散が大きいことを表す。また、カテゴリごとにわけて図示することによって、各分布を比較することが可能となる。本稿で



図IV-4 都市規模別の分布の違い

は、探索的にいくつか箱ひげ図を作成してみた結果、人口規模別の箱ひげ図に図IV-4に示したような特徴的な結果がみられた。

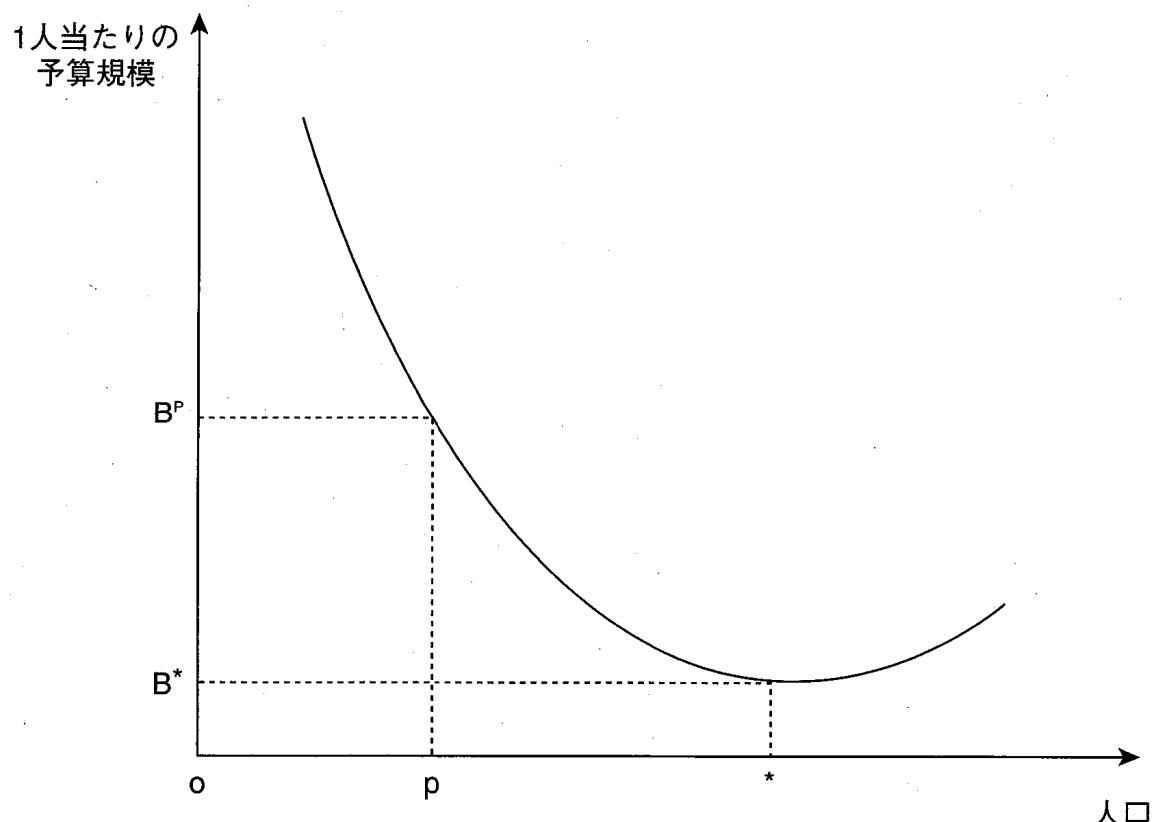
図IV-4をみると、人口の少ない小都市の議員には相対的に広域連携志向があるのに対し、人口の多い都市の議員には旧来の枠組み志向があることがうかがえる。小都市の行政はすでに多くの政策課題について広域行政を開拓していることが、このような議員の広域連携志向に、ある程度結びついているとみることができる。一方、人口の多い都市は自前で行政を行っているがゆえに、旧来の枠組みを志向するのではないだろうか。この点に関するより詳細な実証分析は今後の課題とならざるをえないが、自治体の人口規模やそれに関連する要因が、議員の意識に影響を与えていくことが予想される⁽¹⁰³⁾。

それでは、以上の回帰分析の結果からどのような含意が見出せるのであるか。ここでは、たとえば、地方自治体の規模の大小が、全ての施策を自前

で行ってしまおうと考える「フルセット主義」に影響を与えていた可能性があり、このような議員の認識が行政の効率化を阻害することに結びつくのかもしれない。前述の通り、本質的に環境政策は、それを遂行する際の政府間の役割分担が必ずしもア・プリオリに明確にならない分野である。そうであるにも関わらず、「大規模自治体なのだから政策課題に独自に取り組むべきだ」あるいは「小規模自治体なのだから都道府県が政策課題に対処すべきだ」という意識により、「自前で対処するか、他が対処するか」という二者択一的な発想（先に触れた零和的発想を想起されたい）に拘泥した決定が行われれば、イシューの性質如何では適切な政策運営が実現しない可能性がより大きくなるのである。

また、市町村合併時にしばしば問題とされるように、対処すべきイシューの性質により、政策を実施するための最適予算規模は異なることはよく知られている⁽¹⁰⁴⁾。一般的に政策実施コストは、図IV-5のように、下に凸になる関数（通常、二次関数）で示すことができる⁽¹⁰⁵⁾。そもそも環境政策は、問題解決に資する技術革新や行政手法の改良・改善などに伴い、最適予算規模の B^* の位置を明確に特定することが困難な分野である。本稿の分析結果はこうした環境政策がもつ性質に加え、自治体の規模に応じて議員の意識にばらつきがあることが、この B^* の合理的な捕捉をさらに困難にしていることを示唆しているのである。すなわち、特定のイシューについては、大規模自治体であるからこそ周辺の都道府県・市町村との連携が必要となる場合があるのであり、本稿でみたような、大規模であるがゆえに生じる「フルセット主義」や旧来の二層性に固執する零和的発想は、より望ましい規模での広域連携の実現を阻害する可能性が高いということができる。

しかしながら、以上のような問題の析出が可能であると同時に、実際の政策運営の中には明るい兆しがあることも、ここで指摘しておく必要がある。たとえば、今日の廃棄物処理などではすでに広域行政が活用されているが、そこでの「中心市」としての自覚や自任といったものは、政策遂行の広域志



図IV-5 人口規模と予算規模の関係

向を漸次醸成する可能性があり、ひいては、そのことが、結果的に効率的な環境政策の実現を促す可能性がある。なぜならば、既に構築されている周辺自治体との協力関係は、広域連携に対する地方議員の抵抗感を（意図的か否かは別として）低下させる効果を持つと考えられるからである。

V 結論と課題

最後に、本稿の分析結果をまとめると、次のようになろう。

まず、環境政策に対する議員の認知・意識には若干の温度差があり、これまで語られてきた「環境政策に無関心な保守系議員」という像は、少なくとも北陸三県ではあてはまらないようである。このことは、保守対革新といったイデオロギー対立を基調とする分析視座に依拠したのでは、今日の地方議

員の環境政策に対する意識はもはや把握できないことを意味している。

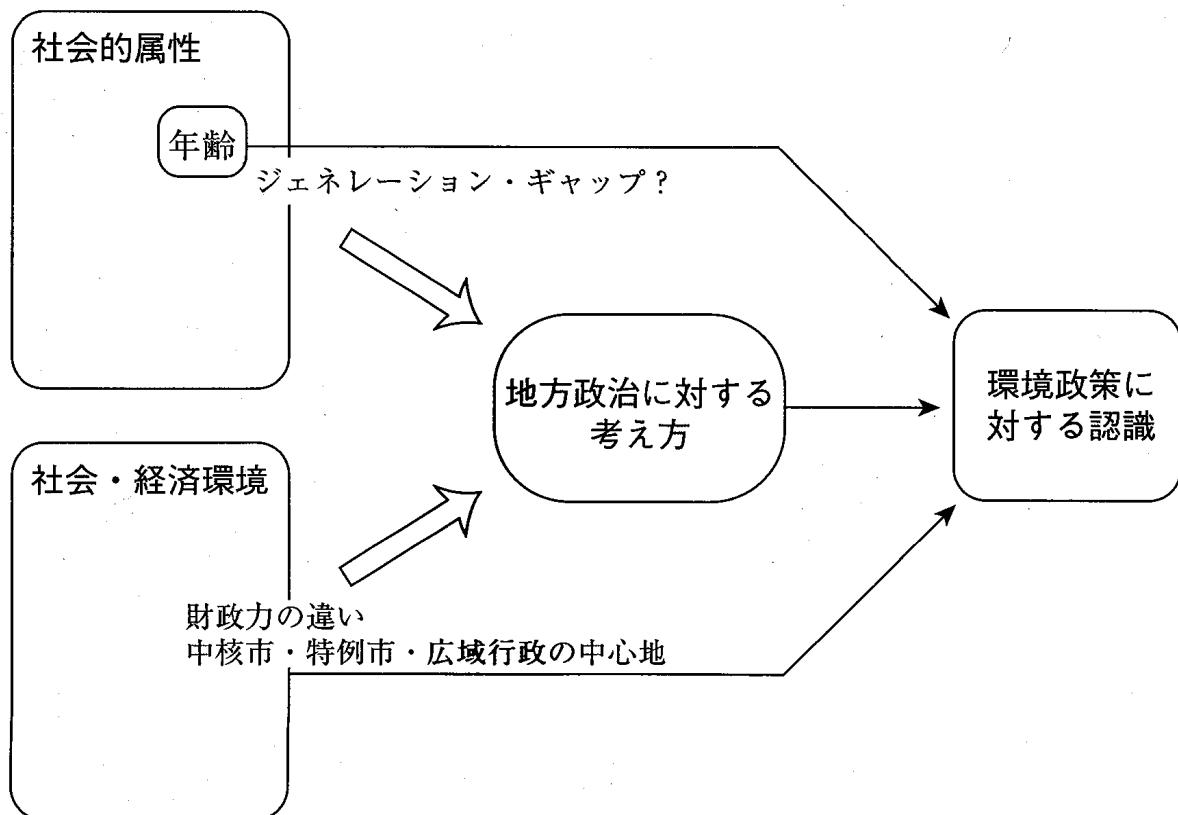
では、本稿の分析結果に基づくと、これに代わるどのような構図を議員意識の中に見出すことができるのであろうか。各章の分析結果から得られた知見を整理してみよう。

- ①環境政策に対する視野の広さは、環境政策を優先しようという意識と高い相関関係にある。
- ②環境予算のプライオリティ付けは、現実の利益配分の問題と結びつく傾向にある。
- ③環境政策の抑制要因・促進要因の認知は世代間の違いもあるが、地方自治のあり方に対する議員の考え方によっても違いが生じているようである。
- ④環境政策の実施主体については、市町村レベルで実施すべきという意見が主流である。
- ⑤環境政策の実施主体について、従来の「都道府県か市町村か」という二層制に基づく考えにとどまらず、広域連携を視野に入れて実施すべきという新たな認識枠組みが顕在化してきている。

なお、以上の本稿の知見を俯瞰すると、図V-1に示したような構図が浮かびあがってくる。分析結果から、環境政策に対する議員の意識にジェネレーション・ギャップがあると即断することはできないものの、「環境政策予算と地域振興予算のプライオリティ」「グローバル・レベルの環境政策への関心」の分析に加え、環境政策の抑制要因・促進要因の分析からも、年齢が重要な変数であることが明らかにされた。年齢は、環境政策に直接的に、また環境に対する知識や関心を媒介して環境政策に対する意識につながっていると考えられる。財政力指数や人口規模も幾つかの回帰分析で有意であった。この結果は、地方自治体の政策の幅を想定させるこうした変数が、議員の意識形成に影響を及ぼしていることを示唆しているのではないだろうか。また、地方政治のあり方に対する考え方も、環境政策の内生的な抑制要因・促進要因で有意な変数であった。ここから各地方自治体における政治構造がど

のような状況であるのか、たとえば相乗り選挙を容認するような環境であるのか、地方議員が地区代表を自認する傾向にあるのか、等が地方議員の意識のあり方と無縁ではないことが読みとれるのである。このように考えると、図V-1のようなフローチャートで示すことに妥当性があると思われるのである。

言うまでもなく、これまでの本稿の分析は探索的なものであり、そこには克服すべき課題も多く含まれている。まず、今回の調査で得られた知見が北陸三県に特有のものであるのか否かを明らかにし、その一般的妥当性に関する理解を得る必要があろう。また、集計や分析結果に加えた筆者の解釈が真に妥当なものか否かを検討する必要もある。そのためには、インタビュー調査等から得られた定性的知見を頼りに、事柄の因果関係や議員意識の実像をより性格に投影した「仮説」を打ち立てるとともに⁽¹⁰⁶⁾、図V-1のような



図V-1 分析結果から考えられる環境政策に対する地方議員の意識構造

構図が実在するのか否かを定量的に「検証」してゆく必要があろう⁽¹⁰⁷⁾。以上のような課題に取り組むべく、今後も同様の調査研究を継続してゆきたい。

-
- (63) 高寄昇三『地方自治の行政学』勁草書房、1998年。
 - (64) 杉山大志・木村宰・田邊朋行・青木一益「環境規制策定における科学・技術・社会要因」電力中央研究所研究調査資料 Y03911、(財)電力中央研究所社会経済研究所、2004年。藤垣裕子「科学政策論－科学と公共性」金森修・中島秀人編著『科学論の現在』勁草書房、2002年、149–179頁。
 - (65) 三番瀬フォーラム『三番瀬から、日本の海は変わる－市民が担う干潟保全「豊饒の海」をめざして』きんのくわがた社、2001年。
 - (66) 市民立法機構編『市民立法－市民・議員のための立法講座』ぎょうせい、2001年。新藤宗幸編著『住民投票』ぎょうせい、1999年。
 - (67) 高橋秀行『市民主体の環境政策〔下〕－多様性あって当然の参加手法』公人社、2000年。
 - (68) 木村宰「環境アセスメントプロセスにおける科学と政治の境界領域の分析」科学技術社会論学会『科学技術社会論学会第1回年次研究大会予稿集』2002年、117–120頁。
 - (69) 平野・河野、前掲書。
 - (70) 小林編著、前掲書。
 - (71) 小林良彰・新川達郎・佐々木信夫・桑原英明『アンケート調査にみる地方政府の現実－政策決定の主役たち』学陽書房、1987年。平野・河野、前掲書。
 - (72) この議論については、たとえば、梁起豪「地方自治体における影響力の計量分析」小林良彰『政治過程の計量分析』芦書房、1991年、298–325頁、が詳しい。
 - (73) 河村・羽部、前掲論文。
 - (74) なお、本稿では、抑制要因・促進要因は二律背反的なものとは考えていない。抑制要因は導入にブレーキになりうる要因であるが、それがないからといって政策導入が促進されるわけではないからである。
 - (75) もちろん、ここで取り上げた質問が抑制要因のすべてではない。住民世論の動向や地元メディアの報道なども抑制要因になりうるだろう。小林他、前掲書、184–186頁。
 - (76) 回答数を非該当・無回答を除く有効回答数で除した数値である。以下、断りのない限り同様の処理を施している。
 - (77) 小林編著、前掲書。

- (78) 小林と Clark の共同研究の成果として、次のものがあげられる。80年代の成果としては、小林他、前掲書があり、90年代半ばでは、小林良彰『地方自治の実証分析－日米韓3カ国の比較研究』慶應義塾大学出版会、1998年が、90年代末から2000年代初頭にかけての成果としては、テリー・ニコルス・クラーク・小林良彰『地方自治の国際比較－台頭する新しい政治文化』慶應義塾大学出版会、2001年及び名取良太「補助金改革と地方の政治過程」『レヴァイアサン』No. 33、77-110頁、がある。
- (79) 河村・羽部、前掲論文。
- (80) 青木、前掲論文。
- (81) 地方議員に対するアンケート調査を行い、本稿と同様の結果を導き出すものとしては、東京市政調査会、前掲書。
- (82) たとえば、河村・羽部、前掲論文では、地方議員に情報が提供されることなく法定外税導入が検討された金沢市のケースが報告されている。
- (83) 「コンセンサス主義が重視されている地方自治体では、合意形成が難しいイシューは最初から議会や会派のアジェンダにのぼらない」という通説とこの結果が反しているのか、判断することは難しい。なぜならこの質問の方法では、合意形成が容易であるために抑制要因となりえないと判断し回答した議員と、合意形成が意思決定過程において重要ではないと判断し回答した議員が峻別できないからである。この部分の解釈についてはインタビュー調査等を併用しながら慎重に検討する必要があると考えられる。また政治レベルと行政レベルの双方で調整が必要なイシューである環境政策は、現在の状況ではまだ政策論議にまで発展するのは難しいのかもしれない。分権の進歩が進んだ段階でもう一度集計結果を見直す必要があろう。
- (84) 調査対象自治体である羽咋市の職員に対するインタビュー（2003年12月2日）
- (85) 平野・河野、前掲書。
- (86) 政策評価・行政評価の導入事例とその留意点については、大滝精一（監修）・熊坂伸子・本吉達也・熊坂義裕『自治体経営革命－地方から考える市民の責任・首長の使命』メタモル出版、2003年、等を参照。
- (87) 補助金という用語はなじみがある用語ではあるが、その定義はあまり明確ではない。田中一昭『行政改革 現代行政法学全集10』ぎょうせい、1996年、165頁。
- (88) 説明責任の視点からみれば、補助金を獲得して事業を実施することは地方自治体主体性が薄まる効果もある。地方自治体にとって、補助金には事業の失敗における責任を分散させる効果ももたらすのである。また補助金は申請しても必ず獲得できるわけではなく、こうした制度的要因が補助金獲得競争につながるとも考えられる。村松、前掲書。
- (89) <http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/pamphlets/kouhou/gaiyou/2.html#2> (2004年2月20日)
- (90) http://www.nedo.go.jp/activities/shinsyo/09_dounyufukyu.pdf (2004年2月20日)

(91) 新エネルギー施設の導入事業を行う際、自治体がNEDOの補助プログラムの活用を極めて重要視している点については、馬場健司・青木一益・木村宰・杉江周平・鈴木達治郎「新エネルギー事業の導入プロセスに関する基礎調査－事例データベースの構築と地方自治体を対象とするパイロット調査の一次集計結果」電力中央研究所研究調査資料Y03918. (財)電力中央研究所社会経済研究所、2004年3月、を参照。また、たとえば、山口県で実施されたアンケート調査の結果として、次のURLを参照。

http://eco.pref.yamaguchi.jp/total/17_suishin/pdfs/vision/018-01.pdf (2004年2月20日)

(92) 「わからない」は回答数が少なく、尺度的に当てはめることが困難であるので、相関行列作成から除いている。ここではカテゴリー変数を用いているので、相関係数の値はピアソンの相関係数のそれではなく、ケンドールのタウ b の値である。

(93) ここでいう一致率とは、回答番号が二項目間で一致した人数を有効回答者数（「わからない」を除く）で除したものである。

(94) このような分析結果の背景には、首長と議会との関係性をめぐる各議員の「べき像」の違いが影響しているのかもしれない。また、地方議会に対する「べき像」の違いはジェネレーション・ギャップの1つと解釈することも可能かと思われる。

(95) 市民運動や地方議員の役割変化に関する議論については、次の文献などを参照。栗田宣義『政治社会学リニューアルーボーダーレス時代の政治を社会学で説く』学文社、1994年。山崎正『地方議員の政治意識－マニフェスト時代の地方議員を探点する』日本評論社、2003年。

(96) ISOはInternational Organization for Standardization(国際標準化機構)の略称である。

(97) ISOによる環境監査(ISO14000シリーズ)は、各自治体に対して多くの負担を強いしており、「報告書にかかる用紙が多く、環境に易しくないのでは」という指摘もある。また、ISOの取得は「地方自治体のパフォーマンス」という指摘もある。2003年12月2日における羽咋市職員に対するインタビュー。また、石井薰「ISOの環境監査と地方自治体－ISO14000シリーズの導入を中心として－」『経営研究所論集』第23号、2000年、1-14頁、を参照。

(98) 滋賀県ポータルサイトによると、2003年4月末現在、ISO14001の審査登録済み自治体は、47都道府県のうち37にものぼり、取得件数は548機関を数えるとされる。

http://www.shiga-irc.go.jp/iso_14001/web/jichitai.html (2004年4月27日)

(99) 高橋秀行『市民主体の環境政策[上]－条例・計画づくりからの参加』公人社、2000年。

(100) 河村・羽部、前掲論文。

(101) 石川県松任市元市議の福田裕氏に対するインタビュー、前掲註16。

(102) こうした用語については、山本嘉一郎・小野寺孝義『Amosによる共分散構造分析

と解析事例』ナカニシヤ出版、1999年、等を参照。

(103) ここでの課題については、関係するアクターに対する面接によるヒアリング調査や、そこでの知見に基づく他地域との比較分析などにより検討を進めていく必要があると思われる。

(104) たとえば、吉村弘『最適都市規模と市町村合併』東京経済新報社、1999年、を参照。

(105) 政策は人口規模が大きければ大きいほど人件費等で規模の経済が働き、政策実施コストが圧縮される。しかし、ある一定の人口を越えると（図中では*以上）、今度は政策実施に規模の不経済が働き出す。人口規模の大きさが、その行政空間を移動する職員・住民に多くのコスト（たとえば、管理や移動に伴うコスト）を強いることになるためである。

(106) なお、広瀬は環境保全行動を社会心理学的側面からアプローチしようと試みているが、「仮説」を導出する過程では、こうした研究の成果との照らし合わせも必要となってくるかもしれない。広瀬幸雄『環境と消費の社会心理学－共益と私益のジレンマー』名古屋大学出版会、1995年。

(107) 定量的な分析手法としては、共分散構造分析などを用いることが考えられる。共分散構造分析については、山本・小野寺、前掲書、等を参照。

謝辞 本稿執筆にあたっては、(財)電力中央研究所・社会経済研究所から研究助成をいただいた。記して感謝申し上げたい。また設問作成にあたってインタビューをさせていただいた自治体職員、地方議員、その他関係者の方々にも御礼申し上げる次第である。もちろん、本稿の記述に多々あるであろう誤りは、そのすべてが筆者の責任に帰すものである。

前回（金沢法学第46巻第2号）P.139図II—4表題「世界レベルの環境政策への関心」は、「グローバルレベル環境政策への関心」の誤りです。お詫びして訂正させて頂きます。

**地方における環境政策及び政策過程に関する
議員意識調査集計結果
(対象：北陸3県の全市議)**

平成15年1月

[調査実施主体] 金沢大学法学部公共システム学科河村和徳研究室

URL <http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/kawamura/>

ご記入にあたってのお願い

- 1 回答は、必ず 議員ご本人 がご記入下さい。
- 2 回答は、指示に従ってあてはまる番号に丸印をつけることを原則としています。
- 3 該当する質問に すべて にお答え下さい。答えられない項目があってもできる限りお答え下さい。
- 4 この調査票は、議会事務局を通じて依頼させていただいております。原則、無記名でご記入ください。 追跡調査等にご協力いただけるのでしたら、下記にご記名ください。締切は議会事務局の方に連絡させていただいております。

定数を基とした調査対象人数586名、回答者309名、欠員等回収不能数6名(回答率52.7%)

県別回答率、富山(52.3%)、石川(61.5%)、福井(44.6%)

不明な点がありましたら、下記の方法でご連絡ください。また調査の性質上、1月中旬にご連絡ください。

電子メール：kwmr2@kenroku.kanazawa-u.ac.jp

FAX：076-264-6030（必ず送信元をご明記ください）

【環境政策について】はじめに、市町村レベルにおける環境政策についての質問をいくつか行います。

- 1 近年、各地の市町村でさまざまな環境施策が行われています。あなたのまちでも何らかのかたちで施策を行っていると思います。あなたは今後、こうした環境施策への予算をどうすべきであると思いますか。該当するものの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|------------|-----|-------|
| 1 大幅に減額すべき | 3 | 1.0 |
| 2 減額すべき | 2 | 0.6 |
| 3 現状維持 | 46 | 14.9 |
| 4 増額すべき | 206 | 66.7 |
| 5 大幅に増額すべき | 42 | 13.6 |
| 合計 | 299 | 96.8 |
| 非該当・無回答 | 10 | 3.2 |
| | 309 | 100.0 |

- 2 それでは、市町村が自治体独自の環境保全政策を導入する「必要性」についてうかがいます。あなたの考えは次のうち、どれに該当しますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 1 国や県が責任を負うべき。したがって、市独自の対策は必要ない | 5 | 1.6 |
| 2 すでに十分な環境保全政策が、市独自の対策として導入されている | 10 | 3.2 |
| 3 国や県よりも、住民に近い存在である市が率先して環境対策に取り組むべき | 114 | 36.9 |
| 4 国や県の対策は不十分である。したがって、市独自の対策を導入すべき | 73 | 23.6 |
| 5 市の政策は、国や県の政策と整合性がとれる範囲内で導入されるべき | 86 | 27.8 |

| | | |
|----------|-----|-------|
| 6 その他() | 11 | 3.6 |
| 合計 | 299 | 96.8 |
| 非該当・無回答 | 10 | 3.2 |
| | 309 | 100.0 |

3 環境施策として、次のような施策を市町村レベルで行うことにあなたは同意されますか。それぞれの丸文字の項目ごと、該当するもの1つに○をつけてください。ここでは貴市の規模ではなく、一般論としてお答えください。なお、この質問では、都道府県は50万人以上、市・広域行政圏は5万人以上、町村は5万人未満を想定しています。

| ①環境基本条例の制定 | 回答数 | パーセント |
|--|-----|-------|
| 1 市町村レベルで行うことに同意できる | 201 | 65.0 |
| 2 都道府県レベルでは同意できるが、市町村レベルでは同意できると一概にいえない | 47 | 15.2 |
| 3 都道府県・市・広域行政圏レベルでは同意できるが、町村レベルでは同意できると一概にいえない | 41 | 13.3 |
| 4 同意できない | 4 | 1.3 |
| 5 わからない | 7 | 2.3 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

| ②国レベルよりも厳しい環境規制条例の制定 | 回答数 | パーセント |
|--|-----|-------|
| 1 市町村レベルで行うことに同意できる | 158 | 51.1 |
| 2 都道府県レベルでは同意できるが、市町村レベルでは同意できると一概にいえない | 74 | 23.9 |
| 3 都道府県・市・広域行政圏レベルでは同意できるが、町村レベルでは同意できると一概にいえない | 40 | 12.9 |
| 4 同意できない | 14 | 4.5 |
| 5 わからない | 14 | 4.5 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

| ③法定外目的税を使って環境対策財源をつくる | 回答数 | パーセント |
|--|-----|-------|
| 1 市町村レベルで行うことに同意できる | 102 | 33.0 |
| 2 都道府県レベルでは同意できるが、市町村レベルでは同意できると一概にいえない | 100 | 32.4 |
| 3 都道府県・市・広域行政圏レベルでは同意できるが、町村レベルでは同意できると一概にいえない | 50 | 16.2 |
| 4 同意できない | 30 | 9.7 |
| 5 わからない | 18 | 5.8 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

| ④ISO の取得 | 回答数 | パーセント |
|--|-----|-------|
| 1 市町村レベルで行うことに同意できる | 223 | 72.2 |
| 2 都道府県レベルでは同意できるが、市町村レベルでは同意できると一概にいえない | 32 | 10.4 |
| 3 都道府県・市・広域行政圏レベルでは同意できるが、町村レベルでは同意できると一概にいえない | 22 | 7.1 |
| 4 同意できない | 6 | 1.9 |
| 5 わからない | 5 | 4.9 |
| 合計 | 298 | 96.4 |
| 非該当・無回答 | 11 | 3.6 |
| | 309 | 100.0 |

| ⑤新エネルギー施設（風力・バイオマス発電施設など）の建設 | 回答数 | パーセント |
|--|-----|-------|
| 1 市町村レベルで行うことに同意できる | 158 | 51.1 |
| 2 都道府県レベルでは同意できるが、市町村レベルでは同意できると一概にいえない | 81 | 26.2 |
| 3 都道府県・市・広域行政圏レベルでは同意できるが、町村レベルでは同意できると一概にいえない | 50 | 16.2 |
| 4 同意できない | 7 | 2.3 |
| 5 わからない | 7 | 2.3 |
| 合計 | 303 | 98.1 |
| 非該当・無回答 | 6 | 1.9 |
| | 309 | 100.0 |

| ⑥産業廃棄物の再資源化施設の建設 | 回答数 | パーセント |
|--|-----|-------|
| 1 市町村レベルで行うことに同意できる | 131 | 42.4 |
| 2 都道府県レベルでは同意できるが、市町村レベルでは同意できると一概にいえない | 82 | 26.5 |
| 3 都道府県・市・広域行政圏レベルでは同意できるが、町村レベルでは同意できると一概にいえない | 83 | 26.9 |
| 4 同意できない | 3 | 1.0 |
| 5 わからない | 3 | 1.0 |
| 合計 | 302 | 97.7 |
| 非該当・無回答 | 7 | 2.3 |
| | 309 | 100.0 |

4 市独自で環境保全政策を導入するためには、いろいろな障害・足かせがあるかと思います。下にあげたのは、環境保全政策を導入する際に、障害・足かせになりうるであろうものの一覧です。これらは貴市では、障害・足かせになりうるのでしょうか。それぞれの要因ごとに、該当するもの1つに○をつけてください。

| ①財源の不足 | 回答数 | パーセント |
|---------------|-----|-------|
| 1 障害・足かせになりうる | 166 | 53.7 |
| 2 ある程度なりうる | 124 | 40.1 |
| 3 ならない | 10 | 3.2 |
| 4 わからない | 2 | 0.6 |
| 合計 | 302 | 97.7 |
| 非該当・無回答 | 7 | 2.3 |
| | 309 | 100.0 |

| ②首長の意向 | 回答数 | パーセント |
|---------------|-----|-------|
| 1 障害・足かせになりうる | 71 | 23.0 |
| 2 ある程度なりうる | 159 | 51.5 |
| 3 ならない | 62 | 20.1 |
| 4 わからない | 9 | 2.9 |
| 合計 | 301 | 97.4 |
| 非該当・無回答 | 8 | 2.6 |
| | 309 | 100.0 |

環境政策に対する地方議員の意識

| ③行政部課の方針 | 回答数 | パーセント |
|---------------|-----|-------|
| 1 障害・足かせになりうる | 37 | 12.0 |
| 2 ある程度なりうる | 167 | 54.0 |
| 3 ならない | 83 | 26.9 |
| 4 わからない | 11 | 3.6 |
| 合計 | 298 | 96.4 |
| 非該当・無回答 | 11 | 3.6 |
| | 309 | 100.0 |

| ④同一会派内の調整 | 回答数 | パーセント |
|---------------|-----|-------|
| 1 障害・足かせになりうる | 18 | 5.8 |
| 2 ある程度なりうる | 146 | 47.2 |
| 3 ならない | 125 | 40.5 |
| 4 わからない | 11 | 3.6 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

| ⑤議会全体の意思形成 | 回答数 | パーセント |
|---------------|-----|-------|
| 1 障害・足かせになりうる | 49 | 15.9 |
| 2 ある程度なりうる | 182 | 58.9 |
| 3 ならない | 57 | 18.4 |
| 4 わからない | 11 | 3.6 |
| 合計 | 299 | 96.8 |
| 非該当・無回答 | 10 | 3.2 |
| | 309 | 100.0 |

| ⑥権限の不十分さ | 回答数 | パーセント |
|---------------|-----|-------|
| 1 障害・足かせになりうる | 97 | 31.4 |
| 2 ある程度なりうる | 156 | 50.5 |
| 3 ならない | 24 | 7.8 |
| 4 わからない | 23 | 7.4 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

5 市独自で環境保全政策を導入するためには、いろいろな促進要因も考えられると思います。下にあげたのは、環境保全政策を導入する際に、促進要因になりうるであろうものの一覧です。これらは貴市では、促進要因になりうるのでしょうか。それぞれの要因ごとに、該当するもの1つにまるをつけてください。

| ①市民団体、環境NPO,NGOの支援 | 回答数 | パーセント |
|--------------------|-----|-------|
| 1 促進要因になりうる | 139 | 45.0 |
| 2 ある程度なりうる | 140 | 45.3 |
| 3 ならない | 20 | 6.5 |
| 4 わからない | 6 | 1.9 |
| 合計 | 305 | 98.7 |
| 非該当・無回答 | 4 | 1.3 |
| | 309 | 100.0 |

| ②企業・業界との意見交換 | 回答数 | パーセント |
|--------------|-----|-------|
| 1 促進要因になりうる | 142 | 46.0 |
| 2 ある程度なりうる | 146 | 47.2 |
| 3 ならない | 11 | 3.6 |
| 4 わからない | 6 | 1.9 |
| 合計 | 305 | 98.7 |
| 非該当・無回答 | 4 | 1.3 |
| | 309 | 100.0 |

| ③国の補助金 \$回答数 \$パーセント | 回答数 | パーセント |
|----------------------|-----|-------|
| 1 促進要因になりうる | 220 | 71.2 |
| 2 ある程度なりうる | 77 | 24.9 |
| 3 ならない | 7 | 2.3 |
| 4 わからない | 2 | 0.6 |
| 合計 | 306 | 99.0 |
| 非該当・無回答 | 3 | 1.0 |
| | 309 | 100.0 |

環境政策に対する地方議員の意識

| ④国・県からの委任の有無 | 回答数 | パーセント |
|--------------|-----|-------|
| 1 促進要因になりうる | 155 | 50.2 |
| 2 ある程度なりうる | 122 | 39.5 |
| 3 ならない | 16 | 5.2 |
| 4 わからない | 13 | 4.2 |
| 合計 | 306 | 99.0 |
| 非該当・無回答 | 3 | 1.0 |
| | 309 | 100.0 |

| ⑤市の審議会の答申 | 回答数 | パーセント |
|-------------|-----|-------|
| 1 促進要因になりうる | 103 | 33.3 |
| 2 ある程度なりうる | 181 | 58.6 |
| 3 ならない | 17 | 5.5 |
| 4 わからない | 5 | 1.6 |
| 合計 | 306 | 99.0 |
| 非該当・無回答 | 3 | 1.0 |
| | 309 | 100.0 |

| ⑥同一会派内の合意 | 回答数 | パーセント |
|-------------|-----|-------|
| 1 促進要因になりうる | 115 | 37.2 |
| 2 ある程度なりうる | 144 | 46.6 |
| 3 ならない | 35 | 11.3 |
| 4 わからない | 10 | 3.2 |
| 合計 | 304 | 98.4 |
| 非該当・無回答 | 5 | 1.6 |
| | 309 | 100.0 |

| ⑦行政への根回し | 回答数 | パーセント |
|-------------|-----|-------|
| 1 促進要因になりうる | 96 | 31.1 |
| 2 ある程度なりうる | 183 | 59.2 |
| 3 ならない | 18 | 5.8 |
| 4 わからない | 9 | 2.9 |
| 合計 | 306 | 99.0 |
| 非該当・無回答 | 3 | 1.0 |
| | 309 | 100.0 |

6 「地域の活性化のための予算」と「環境を守るための予算」があり、仮にどちらかを減額しなければならないという場合、あなたは議員としてどちらの減額に賛成しますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 1 おそらく「地域活性化」方の減額に賛成すると思う | 30 | 9.7 |
| 2 時と場合によるが、「地域活性化」の方の減額に賛成する確率が高い | 123 | 39.8 |
| 3 時と場合によるが、「環境を守る」方の減額に賛成する確率が高い | 101 | 32.7 |
| 4 おそらく「環境を守る」方の減額に賛成すると思う | 26 | 8.4 |
| 5 わからない・答えられない | 25 | 8.1 |
| 合計 | 305 | 98.7 |
| 非該当・無回答 | 4 | 1.3 |
| | 309 | 100.0 |

7 世界各国で、地球温暖化対策として二酸化炭素の排出抑制を目的とした「炭素税・エネルギー税」の導入が実施・検討されています。あなたは、こうした炭素税導入の動きに対してどのように思われますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|-----------------------|-----|-------|
| 1 導入した方がいいと思う | 106 | 34.3 |
| 2 どちらかといえば導入した方がいいと思う | 133 | 43.0 |
| 3 導入しなくともよい | 41 | 13.3 |
| 4 わからない | 26 | 8.4 |
| 合計 | 306 | 99.0 |
| 非該当・無回答 | 3 | 1.0 |
| | 309 | 100.0 |

8 あなたは京都議定書など世界レベルの環境保護活動に関心がありますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|-----------------|-----|-------|
| 1 非常に関心がある | 112 | 36.2 |
| 2 どちらかというと関心がある | 146 | 47.2 |
| 3 どちらかというと関心はない | 46 | 14.9 |
| 4 ほとんど関心がない | 3 | 1.0 |
| 合計 | 307 | 99.4 |
| 非該当・無回答 | 2 | 0.6 |
| | 309 | 100.0 |

SQ もし具体的に関心のある話題があるようでしたら【】内にお書きください

【 】

【地方議会・議員】 続いて地方議会・議員に関する質問をします。

9 地方分権が推進されると地方議会の役割が増え、地方議員の活動が活発になるという意見がありますが、あなたはこの意見をどう思いますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|------------------------|-----|-------|
| 1 権限が委譲されれば活性化されると思う | 233 | 75.4 |
| 2 権限が委譲されても活性化されないとと思う | 60 | 19.4 |
| 3 わからない | 10 | 3.2 |
| 合計 | 303 | 98.1 |
| 非該当・無回答 | 6 | 1.9 |
| | 309 | 100.0 |

10 次の二つの意見があります。あなたのご意見は強いて言うとどちらにあてはまりますか。それぞれ該当するもの1つに○をつけてください。

- ①A) 財政再建のためには増税しないで、行政サービスをカットすべき
 B) 財政再建のためには増税をして、行政サービスの質を維持すべき

| | 回答数 | パーセント |
|---------------------|-----|-------|
| 1 A の意見に近い | 50 | 16.2 |
| 2 どちらかというと A の意見に近い | 77 | 24.9 |
| 3 どちらかというと B の意見に近い | 88 | 28.5 |
| 4 B の意見に近い | 48 | 15.5 |
| 5 わからない・なんともいえない | 36 | 11.7 |
| 合計 | 299 | 96.8 |
| 非該当・無回答 | 10 | 3.2 |
| | 309 | 100.0 |

②A) 地方議員は市全体の代表であるから、自分の住む町内会の意見は無視しても市全体の利益を考えなければならない

B) 地方議員は自分の住む地区の代表であるから、その声を代弁しなければならない

| | 回答数 | パーセント |
|---------------------|-----|-------|
| 1 A の意見に近い | 510 | 16.5 |
| 2 どちらかというと A の意見に近い | 115 | 37.2 |
| 3 どちらかというと B の意見に近い | 75 | 24.3 |
| 4 B の意見に近い | 35 | 11.3 |
| 5 わからない・なんともいえない | 24 | 7.8 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

11 「地方に政党政治はそぐわない」という意見があちらこちらでいわれますが、これについてどう思いますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|--------------------|-----|-------|
| 1 全くその通りだと思う | 64 | 20.7 |
| 2 どちらかというとその通りだと思う | 103 | 33.3 |
| 3 どちらかというとそうとは思わない | 56 | 18.1 |
| 4 そうとは思わない | 77 | 24.9 |
| 5 わからない | 4 | 1.3 |
| 合計 | 304 | 98.4 |
| 非該当・無回答 | 5 | 1.6 |
| | 309 | 100.0 |

12 同様に、『多くの政党が特定の首長候補者を支援する「相乗り選挙」は、有権者の選択の幅を狭めるので望ましくない』という意見がありますが、これについてどう思いますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|--------------------|-----|-------|
| 1 全くその通りだと思う | 51 | 16.5 |
| 2 どちらかというとその通りだと思う | 109 | 35.3 |
| 3 どちらかというとそうとは思わない | 72 | 23.3 |
| 4 そうとは思わない | 66 | 21.4 |
| 5 わからない | 5 | 1.6 |
| 合計 | 303 | 98.1 |
| 非該当・無回答 | 6 | 1.9 |
| | 309 | 100.0 |

13 地方議会議員の報酬に抑制するべきだという意見がありますが、あなたはご自分の報酬に対して、どのように思っておられますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|------------|-----|-------|
| 1 増額した方がよい | 118 | 38.2 |
| 2 現在のままでよい | 131 | 42.4 |
| 3 減額した方がよい | 43 | 13.9 |
| 4 わからない | 11 | 3.6 |
| 合計 | 303 | 98.1 |
| 非該当・無回答 | 6 | 1.9 |
| | 309 | 100.0 |

14 地方議員の調査費についてお聞きします。あなたは現在の調査費の金額をどのように思っておられますか。該当するもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|------------|-----|-------|
| 1 増額した方がよい | 106 | 34.3 |
| 2 現在のままでよい | 146 | 47.2 |
| 3 減額した方がよい | 42 | 13.6 |
| 4 わからない | 6 | 1.9 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

【フェイス・シート】最後に、基本的な質問をさせてください。

I あなたの性別に○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|---------|-----|-------|
| 1 男性 | 278 | 90.0 |
| 2 女性 | 22 | 7.1 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

II あなたの年齢が該当するものに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|----------|-----|-------|
| 1 40歳未満 | 8 | 2.6 |
| 2 40-44歳 | 3 | 1.0 |
| 3 45-49歳 | 24 | 7.8 |
| 4 50-54歳 | 62 | 20.1 |
| 5 55-59歳 | 83 | 26.9 |
| 6 60-65歳 | 81 | 26.2 |
| 7 65-69歳 | 27 | 8.7 |
| 8 70歳以上 | 12 | 3.9 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |

III あなたが議員に立候補されるまでの職業はどれに該当するでしょうか。

直近の職1つに○をつけてください

| | 回答数 | パーセント |
|----------------|-----|-------|
| 1 商店・工場主 | 29 | 9.4 |
| 2 会社役員 | 63 | 20.4 |
| 3 技能現業職 | 33 | 10.7 |
| 4 専門・技術職（資格職業） | 26 | 8.4 |
| 5 農林水産業 | 47 | 15.2 |
| 6 公務員 | 23 | 7.4 |
| 7 教員 | 5 | 1.6 |
| 8 政党・団体役員 | 20 | 6.5 |
| 9 政治家等の秘書 | 6 | 1.9 |
| 10 無職 | 5 | 1.6 |
| 11 上記以外（ ） | 43 | 13.9 |
| 合計 | 300 | 97.1 |
| 非該当・無回答 | 9 | 2.9 |
| | 309 | 100.0 |

IV あなたは昭和の大合併が行われた昭和30年以降、ずっとこの市に住んでいましたか。

| | 回答数 | パーセント |
|---------|-----|-------|
| 1 はい | 245 | 79.3 |
| 2 いいえ | 56 | 18.1 |
| 合計 | 301 | 97.4 |
| 非該当・無回答 | 8 | 2.6 |
| | 309 | 100.0 |

SQ 「いいえ」と答えた方に質問します。あなたがこの市に住むようになったのは、成人してからですか。

| | 回答数 | パーセント |
|---------|-----|-------|
| 1 はい | 38 | 12.3 |
| 2 いいえ | 19 | 6.1 |
| 合計 | 57 | 18.4 |
| 非該当・無回答 | 252 | 81.6 |
| | 309 | 100.0 |

V あなたは個人後援会をもっておられますか。

| | 回答数 | パーセント |
|----------|-----|-------|
| 1 もっている | 253 | 81.9 |
| 2 もっていない | 46 | 14.9 |
| 合計 | 299 | 96.8 |
| 非該当・無回答 | 10 | 3.2 |
| | 309 | 100.0 |

VI あなたは現在、何期目ですか。

| | 回答数 | パーセント |
|---------|-----|-------|
| 1期目 | 63 | 20.4 |
| 2期目 | 74 | 23.9 |
| 3期目 | 63 | 20.4 |
| 4期目 | 42 | 13.6 |
| 5期目 | 31 | 10.0 |
| 6期目 | 8 | 2.6 |
| 7期目 | 10 | 3.2 |
| 8期目 | 5 | 1.6 |
| 9期目 | 1 | 0.3 |
| 合計 | 297 | 96.1 |
| 非該当・無回答 | 12 | 3.9 |
| | 309 | 100.0 |

VII あなたが選挙で当選できた理由は何であると思われますか。当選の要因として大きいと思われる要因3つまで選び、その番号に○をつけてください。○の数は、1つでも2つでもかまいません。

| | 延べ数 |
|-------------------|-----|
| 1 議員としての活動実績 | 130 |
| 2 自分の個人的資質・肩書き | 41 |
| 3 親族の支援・応援 | 102 |
| 4 町内会の支援・応援 | 176 |
| 5 後援会の支援・応援 | 214 |
| 6 政党的支援・応援 | 33 |
| 7 国会議員・県議などの支援・応援 | 7 |
| 8 その他 () | 22 |

VII あなたがはじめて立候補するときに、立候補することを誰から勧められましたか。主なもの1つに○をつけてください。

| | 回答数 | パーセント |
|----------------|-----|-------|
| 1 政党から | 36 | 11.7 |
| 2 業界から | 4 | 1.3 |
| 3 労組から | 43 | 13.9 |
| 4 同じ町内会の住民から | 112 | 36.2 |
| 5 同じ町内会以外の住民から | 25 | 8.1 |
| 6 政治団体から | 1 | 0.3 |
| 7 その他 () | 50 | 16.2 |
| 8 なし | 25 | 8.1 |
| 合計 | 296 | 95.8 |
| 非該当・無回答 | 13 | 4.2 |
| | 309 | 100.0 |

たいへん長い質問にお答えいただきありがとうございました。封入する前に記入漏れがないか、もう一度確認してください。

本調査の集計結果は、次のホームページで公開する予定です。

<http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/kawamura/>

金沢大学法学部

助教授 河村和徳